

第一二回 参議院建設委員会議録第十八号

昭和三十年七月五日(火曜日)午前十時
三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 葦一君
理事 桂君
赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

委員

石井 桂君
赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

説明員
会専門員 武井 鶴君
建設省住宅局 住建課長 鎌田 隆男君

本日の会議に付した案件
○日本住宅公團法案(内閣提出、衆議院
送付)

○住宅融資保険法案(内閣提出、衆議院
送付)

○公営住宅法第六条第三項の規定に基
き、承認を求める件(内閣提出、衆
議院送付)

○委員派遣承認要求に関する件
(議院送付)

○委員長(石川 葦一君) ただいまから
建設委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、御報告申し上
げたいことがあります。

○委員長(石川 葦一君) ただいまから
延期——行くのは行きますが、延期を
するということあります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ちょっと
北海道の災害のことについて……。

○委員長(石川 葦一君) 建設大臣から
発言を求められましたから、発言を許
します。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 東北につ
きましては、その後、昨日秋田から初
までは、その後、昨日秋田から初

な視野から、鉄道関係その他の有志が
たくさん列席されまして、非常な盛儀
であります。委員諸君の弔意のある
ところを御遺族の方にも申し上げまし
て、つつしんで敬弔の意を表して参り
ました。

○委員長(石川 葦一君) 次に、委員長
理事事務官房長 建設大臣官房長
建設省計画局長 大蔵政務次官
事務局側 会専門委員

河野 通一君

今井 耕君

石破 操君

鷹枝 泉介君

豊江 通一君

大蔵省銀行局長 一萬田 尚登君

竹山 祐太郎君

永井 純一郎君

堀木 錠三君

田中 一君

湯山 勇君

北勝 太郎君

村上 義一君

横川 信夫君

酒井 利雄君

宮本 邦彦君

小澤 久太郎君

西岡 ハル君

横川 信夫君

北勝 太郎君

田中 一君

永井 純一郎君

堀木 錠三君

田中 一君

湯山 勇君

北勝 太郎君

村上 義一君

横川 信夫君

酒井 利雄君

宮本 邦彦君

小澤 久太郎君

西岡 ハル君

横川 信夫君

北勝 太郎君

田中 一君

永井 純一郎君

堀木 錠三君

田中 一君

湯山 勇君

北勝 太郎君

村上 義一君

横川 信夫君

酒井 利雄君

宮本 邦彦君

小澤 久太郎君

西岡 ハル君

横川 信夫君

北勝 太郎君

田中 一君

永井 純一郎君

堀木 錠三君

田中 一君

湯山 勇君

北勝 太郎君

という申し出がありましたので、理事会
を開きました打ち合せました結果、現
に台風気がまえのような状況下にあり
ますので、本委員会の審議にも重大案
件等もありますので、しばらくの間審
議の状況を見まして実施することにい
たすこといたしまして、延期をする
ということに申し合せをいたしました
から、さよう御了承願いたいと思
います。

○田中一君 延期じゃないのでしょ
う。延期ですか。

○委員長(石川 葦一君) ただいまから
延期——行くのは行きますが、延期を
するということあります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ちょっと
北海道の災害のことについて……。

○委員長(石川 葦一君) 建設大臣から
発言を求められましたから、発言を許
します。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 東北につ
きましては、その後、昨日秋田から初
までは、その後、昨日秋田から初

よりまして申し上げたいと思ひます。
なおこれらと無関係でござります
が、補助金等の適正化に関する問題に
よりまして申し上げたいと思ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 東北につ
きましては、その後、昨日秋田から初
までは、その後、昨日秋田から初

かといふことにについて、閣議でも話が
一、二回出まして、私は一応市町村長
を厳罰に処する前に、行政官庁として
の処置の万全を期すべきだという主
張をいたしました。法案そのものにつ
いては、なお検討はいたしましたが、建
設省として今までやつて参りました線
をなお徹底をする、要するに検査の励
行をする、あるいは從来災害等は部分
的の査定しかできませんでしたが、そ
れが間違いのもとでありますので、全

三

これの大体の要點は、一つは連年災害に対して全額国庫負担の制度をとること、ということ。それから一つは、三年以内に災害の予算を計上しなくてはならないということを法ではっきりと明文化そうというのが大体改正の要點であります。が、いすれまた、こちらの御都合によって御説明を申し上げます。

○委員長(石川榮一君) 政府の出席は、建設大臣、石破官房長、鎌田住宅建設課長、鯖川住宅経済課長、濱江計画局長、南部住宅企画課長の六氏であり、さらに大蔵省の河野銀行局長もうう間もなく戻ることになっております。

住宅融資保険法案及び「公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件」につきまして質疑を続行いたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田中一君 大蔵省の方はいつごろ来るのでですか。

○委員長(石川榮一君)聞もなく見えます。ですから、そのほかのものをおやりなさつて下さい。

○田中一君 この国会できめた限度といいますか、三十年度の五十七億といふものに一応きめるとするならば、金を貸すものが全部金融機関であり、この五十七億という限度を各金融機関に一応のワクを与えて振り向けるのか、それとも来たものから順次やっていくのか、勝手に約款に示されたものでもつてどんどん契約していいのか、こういう点はどういう扱い方をしようと考えておられるのか。

が来れば一緒に開きたいのですが、銀行は、この金融機関は、ほんとうの意味で協力して貸付をしようという意図でやる場合と、それからまああこういう法律を作つてやらせやといふから、大蔵大臣から言われるから、やるんだというものと、おのずから貸付状態が違つてくると思うのです。ことにわざかな五十七億程度のものを分けるにしても、中央と地方銀行と合せて数百に上る銀行がありますし、それからほかの金融機関といいますと、これも相当大きな数になるわけありますね。それでまたその金融機関においては、自分の方では主としてこの貸付をやろうという、長期資金を持っているところがあれば、月賦式か無尽式なものを持っているところもあるあれば、あるいは商業資金だけを回しているような一般市中銀行のようなものがあるのであります。従つてその実態をつかまないで政府がそれに対してもうかるを与えるということになりますと、それはやはり貸付契約の問題なんですね。そういう点は十分調査していただいておりますか、現在。

○田中一君 いくものと考えるのははつこうですが、実際において金融機関とは幾つあるとお考えになりますか。今法律で示しているところの金融機関というものの数はどのくらいあると考へておられますか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは全国銀行局長が参りますから、専門の方で一つ御説明いたします。

○田中一君 もう一つ伺いたいのは、抵当権設定というものは、銀行はするのかしないのか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはやはり從来の銀行のやり方をやつしていくわけで、特に新しい要求とか、また別の方法というようなことは考えておりませんが、おそらくやつておるものだと考えております。

○田中一君 いや、やつておるものじゃないですよ。この法律で必ず担保をとることになることになるのですかと伺っているのです。担保をとるのですか、ならないのですか。

○政府委員(石破二郎君) この法律の文面には、はつきりそのことは書いておりませんけれども、法案の第十一条をごらん願いますと、「金融機関は、

りますと、法律で明記したらしい。でも法律にそれを明記するのは不当でない。ちょっとおかしいのは、一般商業資金の融通の形と、こうした固した——融通資金と違った同定したのに対し、国が百分の八十を責任を負ち、そうしておそらく一回、二回とうものは順当に、初めから債務にしてしまうと思つて借りるものもおらぬでしょから、なおかつ担保をとるなんとうことはありようがない私は思う。そういう点から考えて、こういう何をいいますか、抵当権設定というものを立法化してないと思う。おそらく国会にしなければならぬということは当然ありますよ、これは。ほんとうにそういうことが、抵当権設定というもの理由にならない。

何は定めも持つてゐるにこよいとをとれども、建設大臣の意見によれば、これは物件を担保にするなら、何も国家保証がなくともいいのですよ、担保物件があるならばですよ。そうすると一般的融資というものと住宅融資というものに、いやがる金融であります。これは物件を担保にするならば、何も国家保証がなくともいいのですよ、担保物件があるならばですよ。しかし、その借りる人間に相当な担保物をつかけてやる、百分の八十までの限度の保険も政府が責任をとつてやる。なおあるから、銀行がいやがるから保険も出せ、こういうことは過酷なことがあります。いいですか、二重の保証をつかつて、その借りる人間に相当な担保物を出せ、こういうことは過酷なことですよ、結局ね。問題は、そういうことがいやだから私はこういうようななんですね。いいまいな法律にしてあると思うのです、表わすのは、業務方法書その他契約款というものは、建設大臣と大蔵大臣の両大臣が、主務大臣が認可する契約款に基いて貸付をするのだといふ契約款の内容というものは、今建設大臣が言うように、多分となるたうと思ひますじや困りますよ。そうして根本的に言ひるのは、繰り返しても言いますけれども、一般的融資といふものとこれとがあまりこちらの方に安く値を高く見過ぎておるということなんです。一般的融資から見る場合に、私は十分の八といふものを国が責

にやる気のないところへワクをやるほどの額でもありませんから、これは十分に貸付のできるようなどころにそのワクを持つて、有効に使うよにいたしたいと考えておりますが、ただ個々の金融機関で、法案の成立前は話し合っているわけではありますまいが、大体のそれぞれの機関を通じて、よく趣旨は理解をいたしてもらってお

付金の回収に努めなければならぬ。こういう規定がございます。この規定の精神を受けまして、業務方法書り、保険約款におきまして、所要の的担保を必ずとするよう、あるいはがない場合にはこれにかかる確實保証をとつておくようにというようことでやつていきたと考へておます。

○田中一君 私はそういうことを聞いているのじゃなく、この法律の精神と、いうものは、抵当権を設定するのかしないのかということを伺つてゐるのであります。そうすると、するものと考えてゐるとか、回収に間違いないようになるとかということを聞いているのじゃない。一般的商業資金の場合には、信

○田中一君 私はそういうことを聞いた
ているのじゃなく、この法律の精神と
いうものは、抵当権を設定するのかし
らないのかということを伺っているので
すよ。そうすると、するものと考えて
いるとか、回収に間違いないようにす
るとかということを聞いてるのじゃ
ない。一般的の商業資金の場合には、信
用でやるものもあれば、いろいろあり
ます。これは物件を担保にするなら
ば、何も国家保証がなくてもいいので
すよ、担保物件があるならばですよ。
そうすると一般的の融資というものと住
宅融資というものの、いやかる金融で
あるから、銀行がいやがるから保険も
つけてやる、百分の八十までの限度の
保険も政府が責任をとつてやる。なお
かつ、その借りる人間に相当な担保物
件を出せ、こういうことは過酷なこと
なんです。いいですか、二重の保証を
しなければならんということになるの
ですよ、結局ね。問題は、そういうこ
とがいやだから、私はこういうような
ないで。いいましい法律にしてあると思うので
す、表わすのは。業務方法書その他契
約款というものは、建設大臣と大蔵
大臣の両大臣が、主務大臣が認可する
契約款に基いて貸付をするのだとい
う契約款の内容というものは、今建
設大臣が言うように、多分となるだ
らうと思いますじや困りますよ。そ
うして根本的に言うのは、繰り返して
言いますけれども、一般的の融資とい
うものとこれとがあまりこちらの方に安
全値を高く見過ぎておるということな
んです。一般的の融資から見る場合に
は、私は十分の八というものを国が責

任を持つというならば、自分の二十だけは担保として設定していいのです。抵当権を設定していいのですよ。いいですか、また逆に保険の精神というものは、その借りたやつが借りた金を返さないというやつに對する保証じゃないのです。返してやるうというところにねらいがあるのだろうと思ひます。しかし銀行だけにそういうものを二重に持たす必要はないのじゃないかと思うのです。銀行だけにそういう保証を。抵当権設定の分も保証ですこれは同時に百分の八十をやるものも保証なんですから、それははつきりと、銀行との話し合いはどうなつておるのか。これは大蔵大臣、建設大臣が認可するのですからね。銀行局長を呼んで下さいよ。はつきり聞きたいのです、そういうあいまいでなくて。委員長呼んで下さい。やはり主務大臣というのは二人ですから、両方から聞かなければ話にならないですよ。この法律の主務大臣は二人ですから……。

要に多くの担保をとる、一方金を借りる方は不必要に多くの担保を課せられる、負担を課せられるというようなことになりますて、過酷な場合も、不当な場合もあるかもしれません。従いましてどの程度の担保をとるかというような点につきましては、全然保証のないときの担保、政府保証のあるときの担保というようなものにつきましては、場合によりますれば、これからよく研究したいと思いますが、不必要的担保はもちろんとするようなことのないようにいたしたいと思います。しかし債権確保の方法だけはきちんととりたいと思います。

書といふものがあるかどうかは別な話であるが、それでも、少くともそういうものでどういう面の指導をしようとするのか。坪十万円も二十万円もある、極端になると五十万もあります。どういふものか。をやるんですか。

○政府委員(石破二朗君)　お話を通りましては一坪十万円はおろか三十万円、五十万円の建物もあるわけでございまして、こういう建築費の高い住宅はまさに居住性を良好にする一つの方法であろう、かように考えますが、私どもいたしましては、この法律の第一条に目的を書いておりますが、「健康で文化的な生活を営むに足りる」というところでまあ押えておきたい。この何が「健康で文化的な生活を営むに足りる」ものかどうかという具体的な標準につきましては、そのときの社会の状態なり経済状態というものがやはり大きなこれをきめるボイントになるかと思いますが、抽象的に申しまして、そういう考え方で必要にせいたくな建物の融資ももちろん認める意思は持つております。

○田中一君　もちろんわれわれも不需要なせいたくなものを認めてくれということを願っているんじやありません。同時にまたあまりに悪いものは認めてはならぬと思うのです。あまり悪いものは。一万五千円から二万円でもバラックができるんですよ。そんなものの貸付をする意図があるのでですか。ないでしょ、おそらく。

○政府委員(石破二朗君)　この法律全体の建物が民間資金ができるだけ民間の自効建設に動員するというのがねらいでありまして、政府が保証するとは言ひながら、これを全部建設費を政府

が持つというような建物でありませ
関係上、公営住宅でござりますとか
公団住宅というほどまあ厳格な制限
つける必要もなかろうかと考えておま
ますけれども、一応約款等におきま
て、お話をようやく、まるで家にもな
ないというようなもの、ましてこれは
もともと不可能なことをやろうとい
う——理屈からも通らないわけですよ
うら、そういうことのないようにある程
度の最低の坪当り単価というものは制
限をしたらどうかと一応考えておりま
す。

○田中一君 大体住宅金融公庫が貸し
付けておる程度のものというふうにて
解していいのですか。

○政府委員(石破二朗君) 具体的に
は、まあいろいろ御意見もよく承わり
まして適当なところにきめたいと思いま
す。

○田中一君 御意見はこちから伺っ
ているんですよ。私はあなたの方が答弁
弁しやすいように、今現在政府が指導
してやっているところの住宅金融公庫業
というものがある、この建築基準程度の
ものでいいかと言つてあなたの答弁を
しやすいようにしてやっているんじや
ありませんか。どうも困るな……。お
なた方が指導している住宅金融公庫、
その程度のものをねらっているのかと
いえば、さようございますといえれば
済んじゃうんです。

○政府委員(石破二朗君) まことに御
親切な御質問であります、私どもおま
に考えらいいかと思つておりますけれ
ども、先ほども申し上げましたのよ
に、この法律の趣旨もありますので、
必ずあの通りにくいうふうに今は

つきり申し上げかねるのでございま
す。大体あの標準でいきたいと思つて
おります。

○田中一君 私こんなことを伺うの
は、やはりこの法律案ができたら、運
営の面において銀行その他が勝手気ま
まなことをされては困るのです。實際
に国民のために住宅融資をしようとい
うなら、この法律を作つてある当面の
責任者である建設大臣、大蔵大臣には
つきりこの法律をどういう形で運営す
るかということを速記録に残したいの
です。これは、非常に銀行などとい
ものは、やはり御承知のように利潤追
求の親玉なんですから、これがその面
のみに融資されたのではなくとうに建
設大臣が考えているような四十二万戸
の住宅の建設は達成しない。そこでこ
まくか審議の過程において、具体的な
持つべき方を記録に残しておきた
い。かようになっておるのであるから、
さようならつもりでもつて、あなたの方
のプラスになるような質問をしてお
りますから、虚心坦懐に、警戒し
ないで御答弁願いたいと思うのです。

住宅建設に融資するのですから、投資
的な商業的な住宅にはもちろん投資をな
さらぬでございましょうね。もう一
べ言いましょうか。対象が住宅なん
です。私がかりにここでもつてまあ二
百坪の敷地があるものですから、そこ
に八十坪ちょっとくらいの住宅を、二
階なら二階、三階なら三階の住宅を作
らうという考え方を持つて、その計画を
持つて頼みに行く。そうするとこれは
もちろん住宅を作る、これは目的にはつ
きりあげてあるような健康で文化的な
住宅を作るのだから、これに対しても
融資の対象となるでしょう、と聞か

ているのです。

○政府委員(石破二朗君) もちろん第四条に「保険関係が成立する貸付」ということをこまかく書いてあります。が、御質問の中の御設例になりました。よろしくお尋ねください。

○田中一君 二百坪の土地ですか。

個人、特定なる個人に対しても融資しようとという法律じゃないのですね。家を建てるものには融資しようということなんです。従つて私がまあ零細な金を集めても、最小限度の資金を集めて、金が足りない、そこで銀行に頼む。これは何を作るか、アパートなんです。自分が住むアパートなんです。アパートを建てる場合なんです。そういう場合には対象になります、と伺っている

○田中一君 こうなんですよ。これは個人、特定なる個人に対して融資しようとという法律じゃないのですね。家を

建てるものには融資しようということなんです。従つて私がまあ零細な金を集めても、最小限度の資金を集めて、金

が足りない、そこで銀行に頼む。これは何を作るか、アパートなんです。自分が住むアパートなんです。アパートを建てる場合なんです。そういう場合には対象になります、と伺っている

○田中一君 なりますね。

○政府委員(石破二朗君) はい。

○委員長(石川榮一君) この際、申し上げます、外務委員会に出席しておきました河野銀行局長にこちらへおいで願いましたのでありますから、また外務委員会に行かなくちゃならぬ事情があるのでありますから、この際銀行局長に対する質問をお願いしたいと

○田中一君 どうぞお尋ねをいたさ

○政府委員(石破二朗君) 対象になる

と考えております。

○田中一君 なりますね。

○政府委員(石破二朗君) はい。

○委員長(石川榮一君) この際、申し

上げます、外務委員会に出席してお

きました河野銀行局長にこちらへお

いで願いましたのでありますから、ま

た外務委員会に行かなくちゃならぬ事

情があるのでありますから、この際銀

行局長に対する質問をお願いしたいと

思います。

○田中一君 この法律は大蔵大臣と建設大臣が主務大臣なんですよ。大蔵大臣がそういうけしからんことがあつちやならぬですよ。この法律の主務大臣は二人なんですよ。大蔵大臣は主務大臣です、そんな馬鹿な話はないですよ。建設大臣だけの主管ではないのです。これは銀行局長どう考えま

すか。

○田中一君 本来ならば大蔵、建設両大臣がここに出てわれわれの質疑を聞かなくちゃならないのですよ。——大臣は二人なんですか……。

○国務大臣(竹山祐太郎君) よくその事は了承しておりますが、御承知の

おきましては、私も御趣旨に沿うよう

に努力をいたします。

○田中一君 私はこの法案を一日も早

く上げようと思つてゐるのですよ。一

日も早く通そうと思つてゐるのです

よ、私としては、だから、先ほど建設

大臣に質疑してもあなたわからぬとお

っしゃる。それじゃやはりこの法律を

政府が提案している限り、この主務大

臣が当然二人並んでわれわれの質疑を

受けるのは当然じやありませんか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 御質問を

いただいて当然御質問に応じて大蔵大

臣としての責任において申し上げなき

やならぬことにつきましては、もちろ

ん出席を求めるに反対をいたして

おるわけじやありません。なお先ほど

お尋ねをいたして

ます。ほんとうに貸してくれるかどうか

です、これは銀行局長どう考えま

私が申しましたのは、銀行局長があとから参りますからその節答弁をいたし

し上げますが、今ほかの委員会でやつておるということの実情を申し上げた

わけでありますから、どうぞ、必要な

審議には必要な出席を求ることにい

たします。

○田中一君 本來ならば大蔵、建設両大臣がここに出てわれわれの質疑を聞かなくちゃならないのですよ。——大臣は二人なんですか……。

○国務大臣(竹山祐太郎君) よくその事は了承しておりますが、御承知の

おきましては、私も御趣旨に沿うよう

に努力をいたします。

○田中一君 私はこの法案を一日も早

く上げようと思つてゐるのですよ。一

日も早く通そうと思つてゐるのです

よ、私としては、だから、先ほど建設

大臣に質疑してもあなたわからぬとお

っしゃる。それじゃやはりこの法律を

政府が提案している限り、この主務大

臣が当然二人並んでわれわれの質疑を

受けるのは当然じやありませんか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 御質問を

いただいて当然御質問に応じて大蔵大

臣としての責任において申し上げなき

やならぬことにつきましては、もちろ

ん出席を求めるに反対をいたして

おるわけじやありません。なお先ほど

お尋ねをいたして

ます。ほんとうに貸てくれるかどうか

の問題をわれわれは論議しているのです。この法案の精神には賛成なんです

す。実際に貸してくれるかどうか。貸す

なればどういう条件で貸すのか。ど

ういうむずかしいことを言うのか。從

つて三十二万戸の公約が減っちゃ困る

と思うのです。実現させてやりたいの

です。従つて実際に大蔵省が指導して

貸すのだという証據を、言質をとりた

い、言明をとりたいのです。それで

では審議できないと思うのです。従

つてこの法律を内閣が責任をもつて出

して、主務大臣が二人出てこ

なければならぬ。当然出席して——

われわれは真剣に質疑をやっているの

です。ですからばらばらな審議じや困る

のですから、建設大臣、大蔵大臣ちやんと並んで質問を受けて下さい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 今銀行局長は質問の間は全部おることに申して

おりますから、どうぞ……。

○委員長(石川榮一君) では、どうぞ銀行局長はこちらの質問の終るまでお

うですから、どうぞ御遠慮なしに……。

○田中一君 ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(石川榮一君) 速記をとめ

て。

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め

て。

○田中一君 建設大臣の方は借りる側

の代表なんです。貸す方が大蔵大臣

なんですよ。だから、建設大臣の気持

はよくわかります。それで、私は国民

の代表として金を借りたい方なんで

す。けれども貸す方が心配なんで

きましては、今後あるいは業務方法書

でありますとか、あるいは約款等によつてこれを具体的にきめていくより仕

方がない。法律の上にそういうことを

はつきり書くことはいかがかと思いま

す。そういうむずかしいことを言うのか。從

つて、法案にはごく抽象的に書いてあ

ります。趣旨は今申し上げました通りでございます。

○田中一君 保険約款ですか、業務方

法書ですか、これは案があるならお示

しを願いたいと思います。

○国務大臣(竹山祐太郎君) それはな

お検討をいたして、初めてのことであ

りますので、十分によく研究をしたも

のでやりたいと思いますので、構想は

持っていりますが、まだ最後的な成案

つてないものですよ。そういう点を伺

いたいのですから、そういう点、銀

行局長もそういう点よく腹を据えて御

答弁願いたいと思います。

まず伺いますが、この法律、むろん御存じでしようけれども、この金はどういう程度の住宅に貸すつもりですか。

たとえば鉄骨筋の住宅もありま

すし、木造のパラックもありますし、

従つてどういう程度のものに貸すのでありますか。

○政府委員(河野通一君) すでに建設省の方からお答えもあったことと思い

ます。この法律の第一条に書いてござりますようのような趣旨におきまして、で

きますだけ健全な国民生活ということの確保のために似つかわしい住宅とい

うことであります。せいたくにわたるようなものを対象にいたさないことは当然であります。ただそれらを具体的に示してもらわなきやいかぬと思うのです。銀

行局長に伺いますが、この融資の形式のところの示されたところの金融機関は全部双方を上げて賛成してぜひやりたいという意思表示が大蔵省の方にございましたか。

○政府委員(河野通一君) この点につきましては、建設大臣からも金融界の

は。そういう危険が多分にあるのです。従つてもし実際の銀行の安全率をはかるならば、二〇%だけの担保でいいのじやないです。

○政府委員(河野通一君) 今のお話の点は私はそういうふうに考えておりません。八〇%が保険に付せられるからといって、残りの二〇%だけの担保をとつておくということだけで満足すべきものでないと思います。これは結局政府に対しても負担を負わせるのみならず、理論的に申しましても、八十といふものと二十といふものと按分で回収されしていくのでありますから、二〇%の担保ということでは問題は解決されないのでない。私はやはり保険というものがいい場合においても、普通の取引として担保にとっていくといふ場合と同じような管理の方法を普通の金融と同じようにやっていく。それでも住宅金融といふものの特殊性からいって、なかなか金融機関といふものがこの際としては積極的になり得ないような状態にありますから、それをカバーするために、保険制度がプラスになつていいといふことにならぬと考えております。

○田中一君 今二十坪の自分の家を持つておる。五坪増築したいといふで、借りる。その場合に二十坪といふものはほかに担保に入つておるならば自分でやる。ないから借りる。その場合には貸す対象になりますか、なりませんか。

○政府委員(河野通一君) 私はそれは個々の信用力は、家についての担保力

がない場合につきましても、ほかに信託機関があり経験者がたくさんおるのありますから、普通のこの保険制度がない場合における金融の問題におきましても同じような問題がある。これらはやはり個々の取引において相手方の信用なりあるいは弁済の能力なり、そういうことを十分見た上で、個々にそれは担保がなくとも貸せるという場合もありましょう。また二番抵当につけていくこことで問題が解決する場合もあります。従いましてこれら

の問題はやはり個々に銀行の当事者とよく話し合つていくことが必要である。その場合において銀行等が借入るのに六百万円も七百万円も価値があるが、原則はあくまでも当事者の間で貸借の信用関係の設定についての取引が普通行われておるのでありますから、その一環として、この問題についても個々のことを言われるが個々といふのを考え聞いておりますと、やはり持てる者に対する融資なのです。そうと私は思ひます。

○田中一君 結局そうすると、あなたが、原則はあくまでも当事者の間で貸借の信用関係の設定についての取引が普通行われておるのでありますから、その一環として、この問題についても個々のことを言われるが個々といふのになる。それで、どういう形で、どういう階層に、あなたは個々のことを言われるが個々といふことになると、われわれのようなものは借りられなくなる。だから個々に相談するのでなくして、全体を見て、現在の住宅困窮者といふものはどの層にいるか、それを分析したことがありますか。どの層におるか。従つてこの層に對して少くとも増築分・新築分、改築分、修繕分でも貸してやりたい。この考え方を聞いておりますと、やはり持てる者に対する融資なのです。そう

いふのと私どもは十分とつていくといふのと、この法律を作つた立法趣旨が消えてしまうのです。それを大蔵省はどう考へておりますか。は、やはり危険を冒しても貸すということもありますし、私は今持つておられる家がすでに担保に入つておられる場合に、ほんとに信託機関があり経験者がたくさんおるのありますから、普通のこの保険制度がない場合における金融の問題におきましても同じような問題がある。これらはやはり個々の取引において相手方の信用なりあるいは弁済の能力なり、そういうことを十分見た上で、個々にそれは担保がなくとも貸せるという場合もありましょう。また二番抵当につけていくこことで問題が解決する場合もあります。従いましてこれら

の問題はやはり個々に銀行の当事者とよく話し合つていくことが必要である。その場合において銀行等が借入るのに六百万円も七百万円も価値があるが、原則はあくまでも当事者の間で貸借の信用関係の設定についての取引が普通行われておるのでありますから、その一環として、この問題についても個々のことを言われるが個々といふのになる。それで、どういう形で、どういう階層に、あなたは個々のことを言われるが個々といふことになると、われわれのようなものは借りられなくなる。だから個々に相談するのでなくして、全体を見て、現在の住宅困窮者といふものはどの層にいるか、それを分析したことがありますか。どの層におるか。従つてこの層に對して少くとも増築分・新築分、改築分、修繕分でも貸してやりたい。この考え方を聞いておりますと、やはり持てる者に対する融資なのです。そう

いふのと私どもは十分とつていくといふのと、この法律を作つた立法趣旨が消えてしまうのです。それを大蔵省はどう考へておりますか。は、やはり危険を冒しても貸すということもありますし、私は今持つておられる家がすでに担保に入つておられる場合に、ほんとに信託機関があり経験者がたくさんおるのありますから、普通のこの保険制度がない場合における金融の問題におきましても同じような問題がある。これらはやはり個々の取引において相手方の信用なりあるいは弁済の能力なり、そういうことを十分見た上で、個々にそれは担保がなくとも貸せるという場合もありましょう。また二番抵当につけていくこことで問題が解決する場合もあります。従いましてこれら

の問題はやはり個々に銀行の当事者とよく話し合つていくことが必要である。それで、どういう形で、どういう階層に、あなたは個々のことを言われるが個々といふことになると、われわれのようなものは借りられなくなる。だから個々に相談するのでなくして、全体を見て、現在の住宅困窮者といふものはどの層にいるか、それを分析したことがありますか。どの層におるか。従つてこの層に對して少くとも増築分・新築分、改築分、修繕分でも貸してやりたい。この考え方を聞いておりますと、やはり持てる者に対する融資なのです。そう

いふのと私どもは十分とつていくといふのと、この法律を作つた立法趣旨が消えてしまうのです。それを大蔵省はどう考へておりますか。

効果は大したことはないし、それで金が出なければ目的に合いませんから、相手が自由の金融機関である以上は、銀行局長の申すことが精一ぱいで、私はそれで今この政策の見地からいえは十分だと考えております。

○湯山勇君 ちょっと関連して。法律の筋としては今の御答弁でわからないことはないのですけれども、しかし実際問題としては、国の経済の状態とか、国民生活の状態とかいろいろ考慮しなければならない問題がたくさんあると思うのです。そこで今日の国の状態において、大体六ヶ月でやれといつたってなかなかできる性質のものではないと思います。大体常識的にと申しますが、希望的な面もあるかと思いますけれども、これは局長ほどの程度をお考えになつていられますか。

○政府委員(河野通一君) 私は住宅というものの資金の性質からいって、六ヶ月で自分の収益なりあるいは収入のうちから弁済していくという形におきましては、とてもそれはできないと思ひます。できるだけ長い方がいいと思ひますが、さればといって、先ほども申し上げました通り、それじゃ五年以上でなければならぬとかりにいたしました場合に考えてみますと、おそらく大部分の金融機関からは五年以上じゃともそれは、政府の保険がついておつてもそれは貸せませんということになるおそれがあると思います。

従いましてある適当の程度、これは六ヶ月がいいか一年がいいか、これは非常にいろいろ御議論があると思います。まあほかの保険の前例等を見ますと、まあ大体今言つております中期というものが六ヶ月でありますので、六

カ月以上のうちでできるだけ長いも
にするということにするのが適当じ
ないかと思います。今建設大臣から
話がありましたようにあまりこれを二
ヶ月間を最低といたしますと、結局月
の金融がかえってつかなくなるおそ
がある——今少くとも現在の事情か
いりますと、おそれがあるものでござ
いますから、私はその最短六ヶ月の範
囲内においてできるだけ長いことを要
望いたしますけれども、この際最短期
間をさらに高くする、たとえば三年四
年とするとか五年にするとかいうことは、
現在のところでは私は少し無理だと考
えております。

おそれ、おもてはやくお尋ねになりますが、この問題は、お腹がまえというものがなくてはならないと思うので、その辺を少し話していただいたらと思うのです。

○政府委員(河野通一君) これは先ほど実は御答弁申し上げました通り、なかなかむずかしいと思うのです。いろいろ計算をいたしてその収入等から返していくくという場合に、一体どの程度のことが適当であるかということはなかなかむずかしい問題だと思います。大事を踏めば、私は現在住宅金融公庫において行われておりますように、相当長い期間を与えるということが、回収を確実にし、金を借りた人の立場からいってもそう強い苦痛にならないで済むことになるのではないかと思います。そこで、これをどこで調和するかということがこれはむずかしいのだと思う。私はまだ今のところでは、やはり普通に確実に収益のうちから、あるいは収入のうちから返していくくということで、この金融というものの目的を達成しようとすれば、私はやはり五年程度は少くとも期間としてなければ、五年でも足らぬと思います。それ以上要るのでないかと思いますが、さればといって五年以上でなければならないんだということを言うかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたように、私としてはこの際自信を持っておりません。しかしながら住宅金融の特殊性から見て、できるだけ長い金融をつけてあげるということが、結局回収の確実性を確実にするために金融活動としても着実なわけありますから、その点は指導していきたい、この程度でこの

○田中一君 今度は金利のことを伺いたいのですがね。今市中銀行は普通まあこのような住宅融資というものは、やはりはざれるでしようけれども、一回商業融通資金として貸す場合にはどうぐらいいになつておって、それから担保をとった場合に融資の種類と金利、これを今現在やつておるものを持つておらせ願いたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 普通銀行の金利につきましては、御承知のように現在臨時金利調整法という法律に基きまして、政府が金利の告示をいたしております。現在におきましては、いわゆる並手形というものが——一番普通の手形であります。これが金利調整法上は二銭四厘になつておるわけであります。先般六月十日以降、金融機関が自動的な申し合せによりまして、一律にこれを一厘引き下げるという措置をとりましたので、現在では二銭一厘、そのほか商業手形が二銭一厘、留易手形については二銭といったような、おののおの違った手形の種類によりまして最高金利がきまつております。その最高金利の範囲内においては引き下げをすることは、自由なんです。それからここでお断わりいたしておきまつるのは、二つの例外が金利調整法上の取扱いにある。一つは、長い金融、つまり長期金融であります。これは金利調整法上の告示からはずしております。それからもう一つはずしてありますのは、丙種、つまりあまり緊要でありますものにつきましては、これは

まない資金——これは甲、乙、丙という
ものがありまして、丙種というものが
あります。この丙種に対する金融の
金利はこれもはずしてございます。こ
れは高くしてもよろしいという意味で
はずしてござります。今この問題に関
連を持ちますものは、やはり長期の金
融でありますから、一年以上の金融は
どういうふうになつておるかというこ
とが一番問題だと思ひますが、これは
現在普通銀行においては大体二銭七、
八厘から三銭ぐらいが大体普通であり
ます。現在では、たとえば造船とか電
力等につきましては、大体三銭ぐらい
が中心になつておりますが一般の中
小企業等における不動産担保の資金の
貸し出し、これは二銭七、八厘から二
銭九厘といったようなところじゃない
かと考えております。しかしこの資金
は今申し上げましたように、大体事業
資金、いわゆる何と申しますか、中小
企業に対します事業資金でありますか
ら、大体収益のうちから返していくと
いう資金であります。今ここで問題に
なっております資金は住宅資金、消費
資金とは申せませんが、いわゆる事業
資金ではないわけでありますので、そ
こらあたりの金利の関係をどういうふ
うに調整していくか、今後残された問
題だと思いますが、今まで行われた問
題だと思ひますが、長期の金利は今申し上げました
ようなことがあります。

ましたように、事業資金として大体少額の金融、大体二銭七厘から九厘くらいのところあります。大体それよりもや高い、つまり二銭九厘から三銭くらいのところがおそらくこの金融の対象として考えられる金利ではないかと思いますが、ただこれには先ほど来お話をありましたように、期間が非常に問題になる。期間が非常に長くなりますが、勢い金利も高くならないを得ない。今申し上げました中小企業金融の不動産担保の金融につきましては、大体一年から一年ちょっととこえるくらいのところが普通でありますから、五年とか七年とかいう長い期間の金融ということになりますと、それよりも若干高い金利にならざるを得ない、こう考えます。的確にちょっとと今どの程度の金利が適当かということは、私も自信をもつてお答えするだけの材料を持つております。

○田中一君 しかし、二銭九厘から三

年くらい、一年くらいならば、大体五千元くらいのところにくるのでありますか。あなたの方はたくさんの方を知つておるから大体考えられるでしよう。単にこの法律に関連してきめるわけでないのですから、今までの慣例でどのくらいになつておるかというのです。

○政府委員(河野通一君) 五年くらい

の普通の金融、たとえば、先ほど申しました電力、これはやはり五年程度のものが多いのですが、それから船、これもやはり五年程度であります。これらの金融の金利は大体三銭一厘から三銭三厘と申します。この住宅金融の場合においては、その金額が小口になること

が一つと、それから手数が相当、金額の割には手数が同じにかかるわけありますから、コストの方をやはり考

ますと、それよりも若干高くなるので

はないか。期間がもし五年とか七年と

か長くなれば、若干高くなるのではないかと考えられます。

○田中一君 どのくらいになるでし

ょう。

○政府委員(河野通一君) 先ほど申し

上げましたように、ちょっとと適當な金

利ということを私から申すのもなかなか

か、立場上適當でないかと思うのであ

りますが、今申し上げましたように、

三銭なり三銭一厘よりもやや高くなる

のではないかというところで一つごか

んべんをいただきたいと思います。

○田中一君 次に伺いたいのは、保険

料の三分以内といふのは、これはどの

くらいに考えておきますか。

○政府委員(河野通一君) これは中小

企業の保険料の三分以内といふのは、これはどの

くらいに考えておきますか。

○田中一君 次に伺いたいのは、保険

料の三分以内といふのは、これはどの

くらいに考えておきますか。

○政府委員(河野通一君) これは中小

企業の保険料の三分以内といふのは、これはどの

くらいに考えておきますか。

○田中一君 これは、建設省とお打合せいたしましたと

ころ、大体百分の二程度で出発いたし

たいと考えております。なお、御参考

までに申し上げますと、中小企業信用

保険の保険料は、現在二・一九%にな

っております。

○田中一君 ちょっとと少し前に戻りま

すが、先ほど伺った金利は、全部市中

銀行の金利ですね。従つて、生命保

険の金利につきましては、生命保

険会社、長期信用銀行、普通銀行、大

きくしなければならぬ、金利を非常に高

くしないで済むようにした、まあ、

こういつたところがこの保険制度の結

果出てくるところじゃないかと私は考

えております。

○田中一君 先ほどの百分の二の保険

料といふものは、これはむろん金を借

りている者に加算されるわけですね。

○政府委員(河野通一君) この保険料

の負担の問題、これは金融機関の負担

にするのかいか、あるいは金を借りる人の負担にするのがいか、これは

いろいろ問題があると思います。現に

中小信用保険におきましては、この保

険料の負担は、三分の一が金融機関の

負担、三分の二が業者と申しますか、

金を借りる人の負担ということになつ

ております。これらの点も、十分前例

等を見まして、そうしてきめて参りました

いとは考えておりますが、必ずしも全額を、何と申しますか、金を借りる人

の負担にしなければならぬということ

もないと思います。これらの点につき

ましては、建設省とも十分お打合せ

の上できめて参りたいと思つております。

○田中一君 そうすると、結局いろいろ問題は金利の問題ですが、金利の問

題が、全部保険料の問題も三分の一を

銀行が持つとか持たぬとかというのじ

やなく、それは論外であつて、そういう

形を示しておつても、金利が高ければ

何にもならぬと思うのですね。そこ

で、まさしくおくだけじゃなくて、何

とかやつぱり指導を、通牒なり何なり

で指導するでしよう。これが、結局金

融に対する——これが各金融機関がば

ことになると考ております。

○石原幹市郎君 公團ばかりでなく、

公庫、公營もいろいろあるわけでありま

すが、ことに公營など、これは大きな

都市が——このころは幾らか変つてき

たかもしませんが、屎尿処理で非常

に困つた、今まで非常な苦痛をなめて

きておるのでありますから、今後こう

いうことはなるべく下水道と連結した

屎尿処理の様式を持つたものにわれわ

れはしていかなければならぬと思うの

であります、公營住宅なんかもやは

り大体そういう構想のもとに進んでお

るのですが。

○政府委員(石破二朗君) 公營住宅に

つきましても、公營住宅は御承知の通

いいろいろの規模の、規格の建物があ

りまして、できる限りお話をような趣

旨にのとりまして下水道と結びつけ

た屎尿処理の方針を考えていかなければ

ならないわけでござりますけれども、

公營住宅につきましてはいろいろの方

式もあり、また建てる場所も全國広く

わたるわけでござりますので、なかなか

理想通りにはすべてがいくというわ

けに参りませんで、相当部分が從来の

方式の屎尿処理にとどまざるを得な

い実情と考ております。

○石原幹市郎君 この点は、屎尿処理

なり下水のことは厚生省の主管になつ

ておりますのでありますが、これは

やはり建設省で住宅建設をずっとやつ

ていかれる場合には、相當環境衛生の

方と連携をとつて将来に禍根を残さぬ

よう私はずつもわななければならぬ

と思うのであります、そういうよ

うな点について何か建設、厚生両省

の間で連絡というか、配慮をめぐらさ

れておるという事実が今までありま

すか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 御注意の

点は今後も努力をいたしたいと考えて

おりますが、今主として首都の問題、

東京の問題につきましては、首都建設

審議会でお話のような構想をこの際急

速に立てる必要を——今まであつた

わけでございますが、痛感をいたして

おりますので、各省と連携をいたしま

して大きな構想のもとに、また具体的

な問題を一つお話し合いできめて参り

たいと考えております。

○石原幹市郎君 これはこれからきめ

ていただきたいということで、今までは何

もないのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) いや、今

までも実はできるだけ連携をとつて水

道法案その他の問題について話し合ひ

はいたしておりますが、まだ率直に申

して十分でない点も認めますから、私

も就任以来、いわゆる官廳のセクショ

ナリズム的なことに陥らぬようによ

うが協力をして早く実現をするようにと

いうことに心をつかっておりますが、

御期待に沿うように努力をいたして参

りたいと思います。

○石原幹市郎君 私は水道法の関係に

ついてもう一度建設、厚生両省のなで

かに遺憾に思つておるのであります

が、下水なんかの関係になると、一そ

が下水なんかものでもできない、非

常に遺憾に思つておるのであります

が、やはり大きくなるのであります

が、下水なんかの関係になると、一そ

が下水なんかものでもできない、非

常に遺憾に思つておるのであります

が、やはり大きくなるのであります

が、やはり大きくなるのであります

な問題が生ずるわけであります。ここ

らについては一つ早急に、せつかくこ

れから大計画のものにやられる住宅建

設であれば、こういう点について十分

な配慮を、一つ都市計画、首都建設、

あらゆる見地からこれは当然私はやら

なければならぬことだと思うので、こ

れから話し合うだんということと自体

が、非常に私としてはもう遺憾という

か、どういうことかと思うのです。こ

れはおそらく下水道であるとか、こう

いう問題が建設省の中にあるればこれは

当然考えられなければならない問題です。当

然私は議題になる問題だと思ふので

す。こういう点について、一つ建設大

臣の今後の非常な改善といふか、大き

な見地から下水道なり水道なり、こう

いう行政をもう少しセクショナリズム

でなしに、私はどつちでもいいと思

う。すらっとゆくよう一段の善処を

希望するのですが、厚生大臣の抱負を

一つここで伺つておきたい。(「建設大臣だよ」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(竹山祐太郎君) 私は今度

の住宅政策立案に当りましても、官房

中心でありますけれども、それの委員

会を作りまして、厚生省もそのメンバ

ーになつてもらいまして、この計画を

進めることにおいての今御指摘のよう

な問題については、できるだけ話し合

いを進めて参つておるわけであります

が、御期待に沿うところまで十分に参

つておらぬ点にはまことに申しわけな

いと、もちろん御指摘通り、急速に

スタートされるとすれば、やはりこの

問題がやはり大きいと思うのであります

して、ことに今度大住宅建設で大きく

問題がやはり大きいと思ふのであります

が、やはり建設省で住宅建設をずっとやつ

すけれども、実際本年度の予算を見ま

すと、この補助は一つも組まれてないよ

ういう所は浄化槽を設けて害のないよ

うにして普通の下水へ流す、その御答

弁がはつきりしないで、石破官房長の

方法が違うわけです。それを別々に

はつきり分けてお答えいただかねと混

乱しちゃうわけです。ですから、たと

えば衛星都市のようなものを作る場合

には、放流水の様式でやれば、放流

はもうこれは予算があつうにな

った以上、今さらどうにもならないか

と思いませんけれども、起債等について

は、ぜひ一つ建設大臣の強力なお働き

によって何らかの措置がとれるようにな

ければ、個々のアパートに浄化槽を

つけて、そうしてそこで処理して流さ

下水で集めた大きな清水場みたいなも

のが要るわけです。そういう設備が

なければ、個々のアパートに浄化槽を

つけて、そうしてまた再び浄化作用ができる

ようにならぬわけです。そういうふうになつ

て、そういうお答えをしていただか

ねど、石原委員と湯山委員のお答えに

ならないわけです。

○石井桂君 関連。ただいま石原委員

と湯山委員の御質問がありましたが、

御答弁がちぐはぐのように私は思ひま

す。大体公團法によつてアパートを集

団的に建てる場合に、屎尿処理の方法

が二つあると思ひます。放流水下水、な

まのまま流す場合、それから放流下

水のないところでは浄化槽を通じて淨

化したものと普通の下水に流す方法と

二つあるわけであります。ただいまお

けるようなところは放流水下水がある

が、御期待に沿うところまで十分に参

つておらぬ点にはまことに申しわけな

して作つてゆかなければならぬ、そ

ういう所は浄化槽を設けて害のないよ

うにして普通の下水へ流す、その御答

弁がはつきりしないで、石破官房長の

方法が違うわけです。それを別々に

はつきり分けてお答えいただかねと混

乱しちゃうわけです。ですから、たと

えば衛星都市のようなものを作る場合

には、放流水の様式でやれば、放流

はもうこれは予算があつうにな

った以上、今さらどうにもならないか

と思いませんけれども、起債等について

は、ぜひ一つ建設大臣の強力なお働き

によって何らかの措置がとれるようにな

れば、個々のアパートに浄化槽を

つけて、そうしてそこで処理して流さ

下水で集めた大きな清水場みたいなも

のが要るわけです。そういう設備が

なければ、個々のアパートに浄化槽を

つけて、そうしてまた再び浄化作用ができる

ようにならぬわけです。そういうふうになつ

て、そういうお答えをしていただか

ねど、石原委員と湯山委員のお答えに

ならないわけです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) よく理解

をいたしました。公團につきましては、

は、一つ具体的に今御指摘のような地

域に応じました。公團につきましては、

とよく連携をいたしまして努力をいた

たしますし、なお下水政策全般につい

て御注意の点につきましては、厚生省

とよく連携をいたしまして努力をいた

たしますし、それから湯山委員の最

後の、今度の補助金の処理、廃止に対

する処置につきましては、これまでよ

く厚生省に連携をとつて善処をいたし

たい、かように考ております。

○石原幹市郎君 では最後にちょっと

うのであります。今問題になつた水道、下水道について、これは私はぜひ竹山建設大臣在任中に水道法なり下水道法の問題をもう少し真剣に、地方にも迷惑を与えないように、またはんとこの住宅問題なんかと関連して、安定に沿うよう一つ法的の体系になりますから、国民の福利増進、民主にこれは検討してもらいたい。私は今安定に沿うよう一つ法的の体系になりますように、次の国会あたりまでに真剣にこれは検討してもらいたい。

大臣に厚生省社会労働委員会へ出てもこれは厚生

大臣に言いたいと思うのですが、ぜひこれを一つやつてもらいたいと思うのであります。

重ねて一つ建設大臣の所信なり決意をもう一回承わりたい。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 実は率直に申し上げますと、水道法案の問題

は、私も就任と同時に、前の国会での

いきさつも若干心得ておりますから、これに対処する考え方を持つて話し合ひを進めたのであります。

国会が予算を対象とする法案で精一ぱいといふことは、私の力足らず、さような状況でありますので、御審議をいただく上

におきましてもいかがかと考えました

ので、決して等閑に付しておるつもりはありませんので、これは建設省の責

任からいましても役所同士の考え方の食い違いで、国民に迷惑を及ぼす

ところは、はなはだ相すまぬと思つておりますから、私がどうこうといふのじやありませんが、建設省のし

て、すみやかに御希望のような線に沿つてこの問題は対処して参りたい、か

ようになりますので、できるだけ早い機会に御審議をいただくような用意を進めたいと考えております。

うのであります。今問題になつた水道、下水道について、これは私はぜひ竹山建設大臣在任中に水道法なり下水道法の問題をもう少し真剣に、地方にも迷惑を与えないように、またはんとこの住宅問題なんかと関連して、安定に沿うよう一つ法的の体系になりますから、国民の福利増進、民主にこれは検討してもらいたい。私は今

主たる業務とする土地会社、電鉄会社なんです。それからもう一つは、住宅を

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは両

省の一致した考え方で、私からお答えいたしますが、お話をどのように、できるだけ広くすることは望ましいので、こ

のほかの組合等も考えなかつたわけじ

やないでありますし、金額を一応ます五

十億として出発をして、窓口

ばかり広げてしまいましてもいかがか

と考えましたから、純粹の公的な筋の

通り……東京にありますのは、日本住

宅、それから大阪にありますのは関西

住宅、松山にありますのは東邦住宅、

それでこれは要するに無尽業法とい

うのは、無尽会社としては取り扱つ

ております。従つてこの中に入つて

こないであります。

○委員長(石川榮一君) ちょっと速記

をとめて。

(速記中止)

○田中一君 名前をあげて下さい。

○政府委員(河野通一君) 今はつき

社……

○田中一君

この問題は資料要求をし

たいのです。なぜかといふと、過去三

年間の実績

をいただきました。これは今の民主党の

内閣へ要求しても無理かもしらぬけれ

ども、しかしそうがないことです

が……、分布状態はどうなつて

いるか、割当はどうな

どこへどう建つて

いるか、割当はどうな

つて、返したのはどうなつて

いるか。

○委員長(石川榮一君) その程度の資

料はあるでしょ。

午後持つてきてく

れませんか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) いや、こ

の場でお答えできるものは大体お答え

できると思いますし、できないものは

すぐ後刻……。

○田中一君 それは資料を見ながらや

らなければ質問にならない。

○委員長(石川榮一君) あなたはどう

でも、ほかの諸君がありますから……。

ほかにありませんか。

○石井桂君 この公営住宅三ヵ年計画

の十五万五千戸は、第一期計画の十八

いたいと思います。

大蔵大臣は、衆議院の大蔵委員会と

参議院の内閣委員会から呼ばれておる

度的にこういうはつきりしたもので出

発をいたすのがよからうというように

考えたわけであります。

○田中一君 ですから銀行局長から御

合、これ以外の金融機関があるはずな

んです。それからもう一つは、住宅を

主たる業務とする土地会社、電鉄会社

なんです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

社、信用金庫、労働金庫、信用協同組

合、

などです。

なんかがある。主たるじやなくとも傍

のもの、もしもこうした融資機関とい

うものに新しく加えようという考え方

はありませんか。

○田中一君 これは示された銀行、保険会社、無尽会

きめられました建前を堅持いたすとする
るならば、本年度の五万戸程度引き
続いてやっていく、その上にわれわれ
からいえば、六ヵ年計画を、国民所得
の漸増に対応して、若干の増加を見込
んでいくということの結果、十五万五
千戸ということを考えて御審議に供し
たわけでありまして、お話を通り民間
自効建設との間にはどうも調子が合わ
ないじやないかということであります
が、これもわれわれは、公営あるいは
公庫、民間住宅の計画等は、公営住宅
の地方分担との関係とは別途であります
ですから、今後明年度予算に、拡大均衡
に入りまして、資金的な処置等におお
きに拡大し得る情勢になりますから
は、公営の分についても考えなければ
なりませんと思いますが、民間資金等
の増強等が得られますならば、公団の
戸数の増加も期せられましようと思いま
すから、民間住宅の方とあわせまし
て、全体計画を進めて参りたいと、一
応法に認められました公営住宅につき
ましては、さような意味におきまし
て、最も現在の状態を基礎にして堅実
な数字を出したわけであります。もち
ろん今後これをやすということが可
能な場合におきましてはちゅうちょい
たすわけではございません。

住宅政策にあつてほしいと私は思ふの
です。そこでこの数を打ち出すその内容
として考えますと、六坪とか八坪の小
さな住宅であるのでありますから、そ
ういうような小さな住宅ならばよい
かもつと戸数がふえてゆかなければ
ならぬ。それが第一期計画よりも少く
とも戸数において二万五千戸も減つて
くる。ようでは、どうも四十二万戸と打
ち出された政府の熟意がこの点で少し
疑われる。ようは私は考へるのですから
質問をしたわけです。しかしこれ以上
御質問申し上げましても、別のお答え
が私は得られようとも思いませんから、
さらに機会を得て、財政等の見通
しがつけば、途中でもこの三ヵ年計画
を変える御意思があるかどうかということ
をお聞きしたいと思います。

宅の建設にあわせて、共同施設を必要に応じて建設する。」というのは、実際に、具体的には何をどのくらいお作りになる計画でございますか。この席でお答えを願います。

○政府委員(石破二朗君) 三ヵ年計画につきましては、戸数の点だけははつきりいたしておりますけれども、先ほどお話をありました通り、その質につきましては、まだ十分の計画を固めておりません。なお、お尋ねの共同施設につきましては、これもやはり具体的にはまだ固めておりませんけれども、ある程度公営住宅を建てますれば、共同の浴場でござりますとか、児童の遊園地でございますとか、その他やはり集団的になつて参りますと、相当地域が要るわけです。従来われわれとしても努力はいたしましたけれども、過去の例を見ますと、必ずしも十分とは参つていないと存ります。従いまして総戸数におきましては、いろいろな事情もありましたけれども、やはり固い数字をあげておりますが、共同施設等につきましても、できるだけの措置をやつてゆきたいと、ただいまのところは抽象的にさように考えております。

○石井桂君 そういたしますと、三十一年度にはこれに見合う予算はないわけですね。三十年度計画には。

○政府委員(石破二朗君) 三十年度予算には直接これに見合うという予算是計上いたしておりません。

○田中一君 資料を……。過去三ヵ年

の府県別あるいは府県から市町村別の割当、それから、その府県市町村の財政全体の……骨折れるかな、(笑声) 地方財政のこれにかけた金の問題、そ

これから第一期の割当等、決算ですね、決算する場合にどういうふうに、返された場合に、これはそこからどこに移つたかということ、それから大体の、今申し上げたのは過去三年ですよ。それから三十年度の五万戸をどう配分されるかというような考え方ですね、それを資料として出してほしいのです。

○政府委員(石破二朗君) 御要請でござりますけれども、できるだけ御要請の資料を作りたいと思いますが、不十分の点につきましては、私なり担当の課長から口頭で説明さしていただきとて御了解願いたいと思います。

○湯山重君 この三ヵ年計画は、お尋ねして、ハケバ限界……住宅対策の骨髄をなすものだと思ひますけれども、いろいろ諸般の事情からそこまでお尋ねなすことものかと思ひますので、この十五万五千戸に対する予算の総額の大体見当が立つておられるかどうか。それから第二は、これの年次別ですか。今年度は五万戸、来年度は幾ら、再来年度、これがおわかりになつておられれば、大体でよござりますけれども、今石井委員の言われたように、変更する場合もあり得るということもあると思いますが、現在のところの年次別計画、それから同時に地方財政とこれとの関係をどういうふうに御調整になられるか、その三点だけ一つお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 年次別の計画は、それにも示してありますように、五万户に漸増をいたして参ることであります。

それから予算は何ぼかということでおあります、それにも示してありますように、五万户に漸増をいたして参ることであります。

きましては、本年度の予算計画につきましていろいろいふる委員会の御注意等もありますので、われわれの不十分であります。今年度を基礎にいたしました点をできるだけ改めた予算にて、よりよいところへ持つて参りたい、ということを考えております。

それに見合う地方財政の関係であります、これは御承知のように、再建築率も整備の問題も起つてゐるところでありますので、二年、三年先の情勢を、われわれの立場からだけ判断するといふことはなかなか困難であろうと思ひます。が、しかし一応の見通しとしては、今年度の状況を基礎にいたしまして、あまり激的な変化をしないような状態で、確保をいたして参りたい。再建築率の中にも、住宅などは特に別に取り上げられるよう、一般的な処理はされないよう法的考慮も払つておりますから、激的なものと考へて計画を考えおります。

○委員長(石川榮一君) 暫時休憩いたします。午後二時五十四分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長(石川榮一君) ただいまから委員会を再開いたします。

午前引き続きまして、住宅融資保険法案及び「公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求める件」の総括質問を続行いたします。質疑の方は順次御発言を願います。

大蔵大臣が間もなく出席されること

（石川栄一君）暫時

午後零時五十四分休憩
午後二時二十八分開会
○委員長(石川榮一君) ただいまから
委員会を再開いたします。
午前に引き続きまして、住宅融資保

險法案及び「公營住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件」の総括質問を続行いたします。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

も三べんもそれをキャンセルした、それをほしい所があつてどこに向けたと、いうような具体的なことを知りたいのです。これは大臣何人かわっても、こういう官僚諸君が地方行政の実態とにらみ合せながら正しい配分をしないから、そういうことになるのです。地方行政担当者のほんとうの真意、財政計画その他の問題を検討しないで、ただやりやいのだというところに、そつした間違いがあつたのです。これはおそらく今までの歴代の建設大臣ばかりの罪じやないと思う。従つて、その計画というものは、石破君は新住宅局長であるけれども、やはり鎌田君その他、配分をする諸君が実態を知らないでやつたというところに今、の五万一千建てる予算上の措置ばかりでないと思います。断つたとかなんかすることがあったのですから、そういう点において十分検討してみたいと思いますが、建設大臣は過去の三ヵ年計画に対してもうなこまかい検討をしたことがありますか。

う、今までも決して不用意にやつた
けでないと思ひますけれども、地方財
政のきわめて急転する時期に際会をし
たものですから、思うように進まなか
つたということがあったと思いま
すが、今後も決してそのことが安易には
考えられない。が、しかし、前者の弊
を踏みませんように、よく慎重に考へ
まして進めて参りたいと考えます。
○田中一君 大体三十年度五万户、以
下五万二千戸、五万三千戸というのに
対しましての内容の内訳ですね。これ
は大体計画が立っているのですか。
○國務大臣(竹山祐太郎君) 大体今年
度の計画を基盤にして進めて参る方
なりであります。
○委員長(石川榮一君) 一萬田大藏大
臣が出席せられました。
○田中一君 大藏大臣に伺うのでは
が、本委員会に上程されておる住宅融
資保險法案というのを御存じですか。
○國務大臣(一萬田尙登君) 承知して
おります。
○田中一君 この法律をよく検討して
みますと、第十四条に「この法律にお
ける主務大臣は、建設大臣及び大藏大
臣とする。」とこう書いてあるのを、大
藏大臣御存じですか。
○國務大臣(一萬田尙登君) 承知いた
しております。
○田中一君 大藏大臣は、大藏委員会
並びに予算委員会で、それぞれ御自分
の提案される法案並びに予算に対しても
必ず委員会に御出席なすって、そして審
議の経過あるいは質疑について御答弁
をしておるよう伺うのですが、提案
理由の説明は建設大臣に伺いました。
しかしあなたが主管しておるこの法律
案というものを、あなたは一べんも出

ことは、おかしな話です。委員長を通しておじまして前々から出席を要求をしておるのですが、どうう考へてただいままでお出にならなかつたのですか。

○國務大臣（一萬田尚登君）できるだけ出席をいたしたいと考えておつたのではありませんが、ほかの委員会いろいろあります。別に他意があるわけでも何でもないのです。どうぞ御了承いただきたいと思います。

○田中一君　だいぶお忙しいようですから、やむを得ぬと思ひますけれども、しかし一応提案理由の説明をするときらいはあなたは顔を出すべきです。あとはほかの政府委員でもいいと思つておるのですが、今日はこの問題をなるべく早く採決したいとわれわれども考えておりますから、今日は少し時間とりますけれども、何時ぐらいまでいらっしゃいますか。

○國務大臣（一萬田尚登君）三時に衆議院の本会議がありますので、それにまた出なくてはなりません。

○田中一君　四十二万戸の住宅建設を、大藏大臣、あなたの口から初めて本会議において提案されたのでござります。そこで今住宅建設の法律というものが幾つあって、その法律案といふものはおののおの対象を異にしておるという、目的をはつきりと御存じになつていらっしゃいますか。たとえば住宅金融公庫法とか、産業労働者住宅資金融通法とか、あるいは公営住宅法とか、またここに提案になりますところの日本住宅公団法、こうした法律の内容、ことに目的とするところは、国民どの層を対象にしておるかというこ

○國務大臣(一萬田尚登君) 今日国事の多くの方が住宅難にあると存じます。こういう方々の住宅難を緩和したいというのが、おもな目的になります。

○田中一君 どうも、大蔵大臣は數ある住宅立法について御存しないと申します。私が申し上げますと、住宅金融公庫法というものは、国民大衆の、手はだれでもいい、家を建てようとする者で金のない者には金を貸してやるという、これが目的なのです。それから業労働者住宅資金融通法という法律では、業労働者で住宅を建てようとすると、者に対してその必要な資金を長期かつ低利に融通してやる、これが目的に得者に対して低廉な賃貸することを目的としておるのであります。

そこで、お伺いしたいのは、住宅融資保険法案に基くところの市中銀行並びに各金融機関が金を貸し出そうとする対象は、日本人のうちのどの層を目的にしておりますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私どもの考えでは、一番やはりお困りになつておる、特に働く方々で家を作りたいという方を、できるだけ対象としたべきだと考えております。

○田中一君 大体労働者としてどのくらいの年収のある者が対象になりますか。どのくらいの收入の者を考えておられますか。

建てるおる從來の実績等から見て、これはいろいろな階層が含まれてくるだらうと私考えております。

○田中一君 階層はいいんですけれども、金を借りるのでから、やはりその信用というものは、その金を借りる人の所得というものが一應信用の対象になると思うのです。その場合には、どのくらいの程度の、この法律はですより、どのくらいの程度の収入の者を対象にして立案されておるのでですか。

○國務大臣(一萬田尚君) これはまあ幾らの人以内というようには具体的には私は考えて、ないだらうと思うのですが、まあごく平たくいえば、大体月給取りという階層が入るのではないかと私は考えております。

○田中一君 午前中銀行局長にいろいろ伺つて、大体においてこの法律では六ヵ月以上月賦償還という形で貸してやるということになつておるのでが、自分の口から言えぬけれども、大体五年くらいが一番長い期間じゃなかろうかとこういうよう前に言っておのです。そうしてその金利も大体において三銭一厘以上だらう、三銭一厘よりもや高いのじやないか、それから保険料の三分というものに対する負担も、三分の二は大体その金を借りるものに負担をさせるようになるのじやなからうかと、このような答弁があつたのです、銀行局長から。そうして、むろんある財産に対する抵当権は設定してもらひ、またその貸す金の額に応じて相当な保証人がほしい、こういうような扱いをしたいということを銀行局長は言つておるのです。そういたしますと、一体どの程度の階層、どの程度の月収のある者が対象になつておるか

ということは、おのづから集約されてくると思うのです。

○國務大臣(一萬田尚登君) 具体的に

たとえば月収幾らの人ということに入の層の者が、この保険法の対象になれば、私はまだ十分研究をいたしてお

りません、率直に申しまして。非常なるだらうと思つております。なお、私はこれはいろいろな方々がおいでにならうと思つております。

この金利と、それからこの保険料もまあ三%になつてゐる。これはまあ私はもう少し、三%が最高ですか、二%

くらいとか、これはまあ何ですが、それからまあ担保という問題もありますが、これもなかなか家屋の、特に自家用の家の建築に金を貸すということは、貸す人の方から見ると、なかなか一般金融としてはむずかしい金融に私はなるだらうと思うのですが、そういう意味におきまして、担保もとらなくちやならぬというふうに話してあると思ひます、これについてはまた、し

かし、私は無理ないわゆる金貸しが担保をとるようなことは考えなくていいのじやないか。これは実際において

今後この制度の運営については、私はできるだけ金を借りる人の立場から考

えてゆきたい、そういうふうに考えております。

○田中一君 住宅金融公庫法では、そ

の金を借りて建った土地、家、これが担保になっております。そしてこれには保証人が一人付いております。それ以上の担保は要求していないのです。

す。従つて、この法律は、銀行局長に聞きますと、その金を借りて建った家以外のものも、安心できるような担保

式をとるから、そういうような場合も

あるかもわからぬ、こういうふうなこと

いるのです。そうしますと、住宅金

融公庫の貸付対象よりももっと高い収

入の層の者がある、この保険法の対象にならぬか、こう考へるわけ

なんです。それはどうお考へになりま

すか。

○國務大臣(一萬田尚登君) それは実

際の場合ですから、相手の人によつて

も違ひるものでござりますが、原則とし

てそういうの担保を持つてこさせ

る、そういうことは実際考へなくても

いいのじやないか。そうしてほかの銀

行との扱いをそつ異にするのも私は

ないだらうと思つております。

○田中一君 私に二十坪の家がありま

して、そこに五坪の増築をしたいとい

う場合に、その増築の五坪の分だけを

担保にして金を貸してくれるというふ

うに措置しますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これも実

際の問題ですが、原則的に申し上げますれば、増築したところで、どういうふうな増築になりますか、実際をこれに見なれば、わからぬと思ひますけれども、増築ができるということになれば、何も貸付の条件を放漫にせえとあつた場合には住宅金融公庫が八割だけ払つてくれるのだということになります。銀行自体が民間金融機関としての立場から考へた場合には、このように保険法があるんですから、従つて、その回収というものに対しましては、保険事故があつた場合には住宅金融公庫が八割だけ払つてくれるのだということになります。銀行自体が民間金融機関としての立場から考へた場合には、このように保険法があるんですから、従つて、その回収

といふことはできません。従つて、そ

のような措置をするかどうかをはつきり伺つておきたいのです。

○國務大臣(一萬田尚登君) これはま

あお話のように、強制してどうという

わけにはできません。がしかし、指導

としてはお考へのような指導を私はや

つていじやないかと思つております。ただ、若干私今ここで考へ及びま

すことは、何さまの作る家がいろい

ろありますて、たとえば家を作る、そ

れが同時に商売をするお店になるとい

うことであれば、よほどまた事態が違

う。またある家においては、みな家族

が住んで全くの住宅である。これはまあなかなかどうにもならないというふうな貸す方から見れば、なかなかこれが返済が……。しかしこれは立ち

ます。ただいいと思つております。ただし

かし、実際金を貸す人が強制するわけにもゆきませんから、そこで幾らか融

通についていろいろとまた若干の問題

があるかもわかりませんが、法律的な考え方としては、原則的には御説のようないのじやないかと思います。

○田中一君 先ほど銀行局長がこう言つておるのです、市中の金融機関で

も、たとえこのよだんな法律ができる

も、保険事故というものが起きること

はむろん望んでいるのじやない。これ

はよくわかります。わかりますが、銀

行自体が民間金融機関としての立場か

ら考へた場合には、このように保険法

があるんですから、従つて、その回収

といふことはできません。従つて、そ

のような措置をするかどうかをはつきり伺つておきたいのです。

○國務大臣(一萬田尚登君) これはま

うかと私は思ひわけです。しかし考へたのは先ほど建設大臣に伺つたのですが、アパートその他企業としての住宅方としては、私はこれはこういうふうな住宅難、そしてこういうふうないふうな特別な施策をするのですから、それを出さなければ金を貸さぬというふうな方よりも、もう少し貸す方も社会性を考えてやつた方がいい、そういうふうな指導をしてよからうと思ひます。

○田中一君 これを住宅以外、居住部分以外には貸さないので、住宅だけ

に貸するのですから、店舗になんかならないのですね。従つて、今伺うと、

まああなたあまり法律讀んでいないか

ではないのです。従つて、今伺うと、

まああなたあまり法律讀んでいないか

ではないのです。従つて、今伺うと、

まああなたあまり法律讀んでいないか

ではないのです。従つて、今伺うと、

まああなたあまり法律讀んでいないか

ではないのです。従つて、今伺うと、

まああなたあまり法律讀んでいないか

ではないのです。従つて、今伺うと、

まああなたあまり法律讀んでいないか

ではないのです。従つて、今伺うと、

まああなたあまり法律讀んでいないか

はありません。率直に申しまして、その

邊の若干の問題が実際のときにはあります。考へ方としては、原則的には御説のようないのじやないかと思います。

○田中一君 先ほど銀行局長がこう言つておるのです、市中の金融機関で

も、たとえこのよだんな法律ができる

も、保険事故というものが起きること

はむろん望んでいるのじやない。これ

はよくわかります。わかりますが、銀

行自体が民間金融機関としての立場か

ら考へた場合には、このように保険法

があるんですから、従つて、その回収

といふことはできません。従つて、そ

のような措置をするかどうかをはつきり

伺つておきたいのです。

○國務大臣(一萬田尚登君) これはま

あお話のように、強制してどうとい

うわけにはできません。がしかし、指導

としてはお考へのような指導を私はや

つていじやないかと思つております。ただ、若干私今ここで考へ及びま

すことは、何さまの作る家がいろい

ろありますて、たとえば家を作る、そ

れが同時に商売をするお店になるとい

うことであれば、よほどまた事態が違

う。またある家においては、みな家族

が住んで全くの住宅である。これはまあ

なかなかどうにもならないという

ふうな貸す方から見れば、なかなか

これが返済が……。しかしこれは立ち

ます。ただいいと思つております。ただし

かし、実際金を貸す人が強制するわけにもゆきませんから、そこで幾らか融

通についていろいろとまた若干の問題

があるかもわかりませんが、法律的な

考え方としては、原則的には御説の

ようないのじやないかと思います。

○國務大臣(一萬田尚登君) 市中の一

般金融とは区別がある。また政府の住

宅のいろいろ金融機関がある、これと

はあまり区別しない、こういう考え方

です。

喜んでと申しますか、積極的にこうい
う制度に協力するかどうか。こういう
見通しについて私はまあ非常に疑問が
あるわけでござりますが、これについ
ては大蔵大臣はどうお考えになつてい
らっしゃるか。さらにまた、将来この
制度がだんだん拡充されていくと、希
望者も多いと、政府はさらにこのワク
を増大していくと、これが将来百億に
も二百億にもなつてこうとする場合
に、果して今日の状態あるいは今考え
られる将来の状態において、金融機関
が協力できるかどうか。何らかの強力
な措置を政府がとらなければ、積極的
に協力をしないではないか。これらの一
いろいろな心配があるわけですが、こ
れについての大蔵大臣の明確なと申し
ますか、一つ御見解を伺いたいと存じ
ます。

うことをやらずに、何もかもやって、そして同時にこれだけの住宅建設を、インフレも超さにして、確実にやる。そういうことは、非常にむずかしいんじゃない。私はそういうふうな、従つてそういうような策は今後ほんとうにやつてもらう、こういうふうに考えております。

○湯山勇君 そこで、今の重点になりましたのはインフレとの関係であります。が、これは今ここでお聞きするのもうかと思いますけれども、インフレになつていけば、当然長期融資といふうなことはできないと思います。そこで将来のインフレ要因は絶対に排除するという前提がなければならないと思うのですが、それについて大蔵大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○国務大臣(一萬田尚登君) それは私はもう、日本の経済がインフレに向つた場合は、これは撲滅する以外に何ものもございません。これは何もかも、貿易が、輸出ができなくなつてしまつことは、言うまでもありません。これはどうしても、通貨価値の維持というもの、これは私は至上命令に考えておるわけありますから、今後ともだれが財政当局になりましようとも、健全が保証していかなければならぬ。財政というものは絶対に私は確保していくかなければならない。財政が健全であれば、金融面からくるインフレというものはまあ私それほどあまり心配ない。この金融自体がそんな投資というものを、非常に資本がティミングですから、やるものではない。銀行としても貸し出しの回収がなかなか困難というのに、やろうというも

ののももちろんありません。これはまだ大体自然に金融の本質から規制されたりきまして、私は率直にインフレにかかる情勢があれば、これは非常に精審機械のようになつておりますから、中央銀行の施策で、これは金融独走といふような非難があつても、この面から私はインフレは確実に防げる。問題は要するに財政なんです。これはわれわれは十分考えなければなりませんが、健全財政は必ず確保するというかたい決意でいって、そうして、まあ大体私はやり得るのじゃないかと、これはしかしながら非常に今後ほんとうに皆さんの協力が必要でありますから、十分今のことだけ心配はないという見通しをいたしております。

○委員長(石川榮一君) 明確に御答申願ります。
○國務大臣(一萬田尚登君) それは実際の場合に一つ……。ほんとうにやはり住宅になるのでしたら、もとがなくあります。
○近藤信一君 これは先ほどのアパートの営利的な面にも貸すということになるのですから、これは事実どんどん基地にあるわけなんです。だから、実際その場になつてというのじゃなくて、もうそういうところに現在起つておるのだから、この点は十分に聞いておかなければならぬと思うのですが、そういうことになりますと、ほんとうにその方にどんどん貸し出しができたり、実際に住宅に窮屈して、まあ少しでも増築しようかといつて申し込んだ場合に、そちらの方に申し込みしたけれども予算がなかつたという危険性があるのですが、この点はどうお考へですか。どちらを優先的にやるか。
○國務大臣(一萬田尚登君) これは実際には旅館と称するもの、こういうのはやはり旅館になるわけですね、いわゆる住居の方を作る、増築するということになりますと、旅館、下宿屋。
○國務大臣(一萬田尚登君) 旅館はなあらぬ。
○近藤信一君 下宿屋の方はどうですか。

○國務大臣（一萬田尚登君）下宿屋
対象にならぬと思いますが、住宅で
つて、自分でお建てになつて一部で
で……。事実はそういうことはあと
起るかもしれませんけれども、下宿屋
はいかぬと思う。
○近藤信一君 アパートの方にあ
て、下宿の方がなせできないので、ア
パートは下宿屋だよ」と呼ぶや
あり。
○國務大臣（一萬田尚登君）アパー
トを建てて人を置くのですが、これはな
付かないものがありますよ。あなたは下
宿屋に行つたことがないからわからん
いかもしれないけれども……。
○國務大臣（竹山祐太郎君）そういう
実際的な運営は、両省事務当局が連絡
をいたしまして、良識をもつて行いた
いと考えております。
○田中一君 これは重大な問題です
よ。なぜならば、バンバンさんにして
も、その方は銀行にすれば貸した方が
得なんです。早く金が返つてくるとい
う見通しがつくんです。二万や三万の
ものを持つて、子供の四、五人もおわ
ば、なかなか貸したって思うように回
収がない。しかしながら、からだ一つ
でもつて、今近藤君が言うように納入
を改造してやつた場合には、これは回
収が非常に早い。六月たてば返してし
まいますよ。従つて、銀行というもの
は、何もそうちした社会性や国家性を考
えないで貸すのです。融資していると
いうのが実態なんです。そこで大蔵太
郎君

住宅の規格には該当しませんけれども、東京都民のために若干の都費をもつてする住宅施策をやつておるものと、かように考えております。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、

私はどうしてもこの計画を承認する前

に、神奈川県知事、それから東京都知

事を呼んでいただきたいのです。そ

してどういう形で、こういう結果にな

ったか、どういう理由で——これを伺

いたいと思うのです。ことに先般、四

月末でしたか、五月末でしたか、予算

委員会でもつて建設大臣に私は質問し

ました。そのときあなたは、東京都

に何とかして起債を認めてやろうとい

つて、川島國務大臣と御相談になつて

起債を認めたふうに伺つておるのです

が、そこでこういう、兵庫県の例によ

りまして、こういうことはあり得べ

からざることなんです。何か都知事も

誤解があるのじやないかと思うので

す。で、本年の選挙の前には、都知事

もちょうど民主党と同じように、住宅

何十万を建ててやるという宣伝をやつ

ております。何十万とか何十億とか

出してやると宣伝をしておりました。

従つて、非常に不安なんです。今まで

の三ヵ年計画はこのようない実績であ

り、かつ一番住宅不足と目されておる

ところの大都市、これがこういう工合

に全部補助金を返しているというよう

な現状は、再び本年度五万戸の計画を

立てても、こまかい配分をするのは建

設大臣の権限ですから、われわれはそ

こまで介入できません。従つて、この

計画の承認を求めるの件は、これを承

認する前に、東京都知事並びに神奈川

県知事を呼んでいただきたいと思つ

ます。そうして、実際に対策といつも

いますけれども、私はおそらく都知

事としでも、今急に要求をされても、

えを持つておるか伺いたいと思うの

です。そういう点について建設大臣は

この兩知事に向つて折衝したことがあ

りますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 過去のこ

とを私にいろいろ御追及になつても、

政治的には何とも申し上げられません。

しかし今回提案をいたしました三ヵ年

計画については、内輪だといわれるよ

うに堅実な計画でいたしておりますか

から、この計画につきましてはさよう

なことを要求する方法もあります。

私も事務的にわかる以外のことは、政

治的には何とも申し上げられません。

計画については、内輪だといわれるよ

うに堅実な計画でいたしておりますか

から、この計画につきましてはさよう

なことを要求する方法もあります。

私は公団は幾らやるのかやらぬのか法律も

あります。従つて、おそらくそれは考

えもありましようけれども、今公営で

何ぼ、公団で何ぼ消化するかと言われ

ばやれということを要求する方法もあ

りません。従つて、おそらくそれは考

えもありますが、困難だと思いますが、

何ぼ、公団で何ぼ消化するかと言われ

ばやれによって進めていただきたいと思

います。

○田中一君 御承知のように、今衆議院

院に上程されておる地方財政の再建法に

起債をくれるならやってみせる、や

りますと言ふかも知れない。これは承

認する前に、われわれは検討しなけれ

ばならない義務があると思います。從

つて、建設大臣のお言葉ですが、もし

あります。従つて、ただ考え方の問題も

あります。従つて、たゞ考へ方の問題も

○委員長(石川榮一君) 速記を始め

暫時休憩いたします。

午後三時三十九分休憩

○國務大臣（竹山祐太郎君）　これはまことに御見解があることと思ひます。しかし、政府職員はなれない、地方公務員はなれるというのには、何か理由がおありになるでしょうか。

○湯山勇君 そういたしますと、地方公共団体の議会の議員も同じように有資格者とすることも考えられるのではあります。されど、そのうえを考えて、かようにならしたのであります。

いかと思うのですが、議会の議員はだめだ、しかし地方公務員はかまわないというところが、どうも了解がたいのですが、これはどういう見解に立つていらっしゃるのでしょうか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 地方の議

く役員も職員も何もなれぬということは、地方団体の上からいうと非常に実際問題といったしまして困難な場合が起るに、うなこで、まち地方自合(地方議員は、国会議員同様に考えまして、一応原則的には抜いたわけでありますから、地方代表ということになりますと、全員は国会議員同様に考えまして、一応原則的には抜いたわけでありますから、

しておられるようにもとれますから、どういう者を、どういう職の者をお考えになつていらっしゃるか、腹算案があればお示ししていただきたいと思います。

に確定的なことは予想しておりますが、率直に申して、地方公共団体の長が入ってきてくれることもけつこうだと思いますが、長が忙しければそれに次ぐ者とか、実態に合うように、しかも地方公共団体を代表するという形をとる考え方ですが、長が忙しければそれから、特にことさら変えた考え方と同一の者とは、あり得ないと思うのです。どういう考え方を持つておるのであります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはまた一般的にこういう建前をとつておるのですから、特にことさら変えた考え方と同一の者ではありませんので、他の機関の経営委員会の組織と同様に考えておるわけであります。

に確定的なことは予想しておりません。率直に申して、地方公団体の長が入ってきてくれることもけつこうが考えますが、長が忙しければそれに次ぐ者とか、実態に合うように、しかも地方公共団体を代表するという形で実質的に備えておるものが運営の上からいいともよくなきかど、かようじて考えております。

○近藤信一君 委員会の構成は、委員会に五名と総裁をもつて組織することになつておるのであります。第二項に「委員会に委員長一人置き、委員の互選により選任する。」とありますのが、この場合に総裁も含まれての委員長互選ですか。総裁もある場合があるのですか、互選された場合。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 総裁を含んで互選ということを考えております。

○近藤信一君 総裁が互選されることと

○國務大臣(竹山祐太郎君) そのことは法律としても、今とらわれて考えておりません。運営上總裁がなる場合も予想されまつし、また総裁外の人間があらゆる場合から手をひいておこなふことを想ひます。

○田中一君 それはおかしいよ。最高の執行者とそれから重要な案件をきめる者は同一の者ということは、あり得ないと思うのです。どういう考え方を持つておるのでですか。

○田中一君 じゃ、他の機関はどうつておるか、実態は。
○政府委員(石破二朗君) こういう法例は、高速度交通運営團にも設けて、りまして、大体それと同様の規定をたしておるつもりであります。が先ほど大臣が御説明申し上げましたうち、言葉が足りませんで、あるいは誤解なさった向きもあるかと思いますが、事務的に申し上げますと、「了解々々と呼ぶ者あり」第十二条の二項には、「委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する」と、かように規定いたしております。この第一項の「委員会は、委員五人及び公団の總裁をもつて組織する」と、この上の方の委員五人をさしたものと、かようによえますので、總裁は委員長になることはないものと、さように御了解願いたいと思います。

○田中一君 それから十六条二項の「職務上の義務違反」というのはどういうことをさしておるのでですか。

○政府委員(石破二朗君) この「職務上の義務違反」ということにつきまして、具体的にどういうものが該当するということは、ちょっとと思いつけるものもありませんけれども、「それはいかぬ」と呼ぶものあり)管理委員会の委員には、その第十一條に「権限」というところの規定がござります。これければ権限ではございませんが、こういうのを議決するまあ一応義務があるものと、かように考えておる次第でございましますが、一番よく當る一つの例といたしましては、こういう権限であると同時に義務である、こういうものを、まことに全然審議に加わらない、故意に何

○田中一君 じゃ、他の機関はどうつておるか、実態は。

○政府委員(石破二朗君) こういうふ法例は、高速度交通運営團にも設けてあります。大体それと同様の規定をたしておるつもりであります。先ほど大臣が御説明申し上げましたうち、言葉が足りませんで、あるいは誤解なさった向きもあるかと思いますが、事務的に申し上げますと、「了解々々」と呼ぶ者あり)第十二条の二項には、「委員会に委員長一人を置き、委員会互選により選任する」と、かように規定いたしております。この第一項の「委員会は、委員五人及び公団の組織をもつて組織する」と、この上の方の規定は、委員五人をさしたものと、かように考えておるので、組織は委員長になることはないものと、さように御了解願いたいと思います。

「職務上の義務違反」というのはどういうことをさしておるのですか。

とレシコンなどに、ちがって思ひうるものもありませんけれども、「それはいかぬ」と呼ぶものあり)管理委員会の委員長には、その第十一條に「権限」というところの規定がござります。これだけはございませんが、こういうふのを義典するまゝ一応義務があるものとせん。

と、かように考えておる次第でございま
すが、一番よく当る一つの例とい
しましては、こういう権限であると同
時に義務である、こういうものを、ま
あ率直に申し上げますと、こういうも
の、いわば半端で二口づつで、女房二口

な
らの理由なくして、こういうものを確
しないというようなのもその一つの
に該当するものと、かように考えて
ります。

○田中一君 そうしますとね、第十
条の「議決の方法」のうちですよ、
これは委員及び總裁のうち二名以上出
ければならないということになつて
るのですよ。すると、あとの三名一
六名ですから、三名出ない場合は三
は必ず首になるのですか、解任され
のですか。おかしいいやないですか
○政府委員(石破二朗君) 私がただ
ま申し上げましたのは、そういう権限
でございませんので、こういう権限
あり、同時にそれは責任であり義務
あると考えるのであります。これ
理由なく、故意にこういうことを履
しないというような場合には、やは
り管理委員として適當でないと、かよ
に認定すべきではなかろうか、かよ
に申し上げたわけです。

○田中一君 十八条じゃ、場合に
れば出席しないでもよろしいとい
ことを規定しているのですよ、こ
は……。場合によれば、出席できな
いたしますということなんですよ、こ
れは。こういう規定があるのですよ。
者も出席しないでもよろしい、議決
いたしますということなんですよ、こ
十八条は御指摘の通り要らないよう
くと、必ずしなければならないとい
ことになるならば十八条の1、2、3、
は要らなくなつちやうのですよ。

○政府委員(石破二朗君) 第十八条、
なるほど御指摘通り、必ず管理委員
全部が出席するという前提でならば
か、住家局長というか、別に認明を要
くと、必ずしなければならないとい
規定になるわけであります。もち

な立おはいの規の議を立たるに該當するものと、かように考へておられます。

○田中一君 そうしますとね、第十一条の「議決の方法」のうちです、それは委員及び總裁のうち二名以上出なければならないということになつてゐるのですよ。すると、あとの三名一六名ですから、三名出ない場合は三名必ず首になるのですが、解任されのですか。おかしいじゃないですか

○政府委員(石破二朗君) 私がただま申し上げましたのは、そういう場でございませんので、こういう権限があり、同時にそれは責任であり義務あると考えるのであります。が、これ理由なく、故意にこういうことを履しないといふような場合には、やは管理委員として適當でないと、かよに認定すべきではなかろうか、かよ

に申し上げたわけです。
○田中一君 十八条じや、場合に
れば出席しないでもよろしいとい
ことを規定しているのですよ。こ
は……。場合によれば、出席できな
きときは出席しないでいい、要は

者に出席しなしてもよろしい。請け出いたします」ということなんですよ。これは、こういう規定があるのであります。それにもかかわらず、今官房長といふ人、住友局長といふ人、別に説明を聞くと、必ずしなければならないといふことになるならば十八条の1、2、3

は要らなくなつちやうのですよ。
○政府委員(石破二朗君) 第十八条、
なるほど御指摘の通り、必ず管理委員会
全部が出席するという前提でならば、
十八条は御指摘の通り要らないようす
見ますが、つづけてお聞かせください。

も差し上げるわけでもありませんし、また、にもかかわらずいろいろむずかしい責任のある仕事をお願いするわけでございまして、そういう適任の方が世間にそう多いとも考え方ませんけれども、こういうことをお願いするのは非常にまあ本人には御迷惑の場合もあるうかと思いますが、やはり公団の管理委員会というものの性格に照らしまして、こういう仕事をやっていただきますのに最も能力のある適任者を選んでお願いするということになろうと思います。

にもよくわからないから聞いているんですが、十九条には、管理委員が「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」となっておりますね。一つは、こういうことから、これは公務員としていろいろな義務がありますがね、管理委員がね。そうしてその管理委員が公務員としてみなされるわけですが、その立場からの義務違反が出てきますね。もう一つは、地方公共団体の職員がなった場合、やはりそういう問題が出てくるのじゃないかと思うんです。それから職務上の義務はこれこれだとハシの

委員に関する事項」ということを定款に定めることになつております。従いまして、第十二条の権限を受けまして、管理委員会及びその委員に関する事項を定款に定めることになつておりますが、具体的に申しますれば、それには違反すればまあ義務違反といふよなことがあります。なあ、後段御指摘になりました点でございますが、第五条をごらん願いますと、「管理委員会及びその委員に関する事項」ということを定款に定めることになつております。従いまして、第十二条の権限を受けまして、管理委員会及びその委員に関する事項を定款に定めることになつておりますが、それが違反すればまあ義務違反といふよなことがあります。

うなことは実際問題としてむずかしいと思います。従いまして、大体この辺の理委員になるような方の普通の、まあ何と申しますか、そういう方に一日懇親会をしてもらえば大体どのくらいの実費が支弁したらしいかということは、おのずからわかるであろうと思うのです。が、なお、これにつきましては他に並例もあることでございますので、そのままを踏襲するというわけじよございませんけれども、それらも参考にいたしまして適当にきめたいと、かように考えております。

ると時間がたつてしようがないのです
がね。「職務上の義務違反」というも
のはどういうものかということを、説
明してもらわないと困りますよ。とて
も、五時までに済みっこないですよ。
私がわからぬと言っているのじや
ない。皆さんがわからぬと言つて
いるぢやないですか。

は、別途に作るんでしょう、これから……。内規みたいなものか、省令か何かを知らぬけれども、そういう場合に、たとえばそのいろいろな管理委員としてどうも適当でない行いがあつたり、それは公務の場合に当てはまるかもしれないせんが、そういうことはいけないとか、いろいろありますね。そう

○政府委員(石破二朗君) 報酬は出さないことにいたしておりますけれども、旅費その他職務の遂行に要します実費は支弁することにいたしておりますので、まあ別に報酬を出さなくてよい、具体的に義務違反というようなことは起るまいかと思います。なお、立

議題に供します。役員及び職員。第二十一条から三十条まであります。

○湯山勇君 一点だけ……。三十条ですね、委員の場合はまあ一応そのまま了解したのですけれども、今度は職員の公務員たる性質、そこで同じような規定の準用があるわけでございまして。こうなりますと、罰則の適用だけ

○政府委員(石破二朗君) まことに御
答弁が不十分で恐縮でござります
が、この管理委員の権限、同時にまあ
責任と解せられる規定は、第十一条に
規定しているわけでございまして、こ
ういうのを、こういう事務をやってい
ただけないというのを「職務上の義務
違反」と解するより私どもはほかに解

いつたことを義務違反といつてゐるの
じゃないのですか。さっきの権限は、
これを「議決を経なければならぬ」。
というこの権限については、議決の方
法が別にちゃんときめてあるんだか
ら、そうしてそれは定足数の過半数で
きめるところ書いてあるから、そこか
ら義務違反が起りっこないのであります。だ

法論といったしましては、この管理委員会に相当の報酬を出すというのも一つの御意見であろうかと思ひます。

○田中一君 そうしますと、その職務の遂行に伴う実費を受けるということことは、たとえば月収三十万円を取つている人が一日こちらの方面に来て公団の方の仕事をした場合には、一日分の一

は公務員並みになつて、今度は権利が付くのですね、これはなるほど恩給なんかにつけて若干の特典はあるにしても、公務員に準ずるようなそういう何かの特典がなければ手落ちだと思うのです。が、これについてはどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(石破二朗君) お話を通

○田中一君 関連して。ここで建設大臣にもう一べん御答弁願いたいのですが、この間もこの問題についてはずいぶん質問したのですが、少くとも現在は、住宅金融公庫以上の程度のことは給与を支給しよう。同時にまた、住宅金融公庫のたとえ退職手当やその他の問題はどうなつているか存じませんか。

○田中一君 私は了解できないのです
が、どうぞ、同業者販賣で今つき合ひます。

から、今言うようなことじゃないですか。どうもわからないのです、そこのこところが。

万円はこれは職務を遂行するに要する実費とみなしていいですか。

り、公団職員につきまして公務員と同様の刑罰規定を適用することになるわけでありまして、これに対応する何らか、一例は刑法二七二条に特有の二

けれども少くとも公務員の職務だけを受けて、待遇がよくないということになれば、これは問題になる。首を切る二か八つのうち、そこから手を得ず

○永井純一郎君 あのね、これはどうもよくわからないんですけどね、これはこういうことじゃないのですかね、私がとがまに傍聴員でこの言葉を了解できた人があつたら、説明していただきたいと思いますなあ。

○政府委員(石破二郎君) 第十九条の、刑法の適用に関しましては公務員と同様に取り扱うということになつておりますが、これはあくまでも、管理委員は刑法の適用だけについては公務員と同様に取り扱われるというだけで

ますけれども、大体管理委員になる人は、これはまあ地方公務員でございま
すとかそういう別に職を持つてある人
は別でございますけれども、個々の人の
の報酬によつて差等をつけるというよ

かの、一體民間に比へまして特別のことを考えておるかといふお話をござりますが、これはまあ公務員と一般民間の方との場合を考えてみますれば、まあ一般民間の方に比べて刑罰規定等が公務員に非常に強く規定される關係上、

るといふのだからこそやむを得ないけれども、いくつもあるかも知れなければ、どうも、そこで建設大臣が指導するのですから、今までの住宅金融公庫の例から見ましても、相当剰余金は出るわけなのですですがね。使える金はあるわけな

○政府委員(石破二郎君) 第十九条の、刑法の適用に関しましては公務員と同様に取り扱うということになつておりますが、これはあくまでも、管理委員は刑法の適用だけについては公務員と同様に取り扱われるというだけで

ますけれども、大体管理委員になる人は、これはまあ地方公務員でございま
すとかそういう別に職を持つてある人
は別でございますけれども、個々の人の
の報酬によつて差等をつけるというよ

かの、一體民間に比へまして特別のことを考えておるかといふお話をござりますが、これはまあ公務員と一般民間の方との場合を考えてみますれば、まあ一般民間の方に比べて刑罰規定等が公務員に非常に強く規定される關係上、

るといいのだから、そこそこもしくは
いくという人もあるかもしれないので、
ども、そこで建設大臣が指導するので
すから、今までの住宅金融公庫の例か
ら見ましても、相当剩余金は出るわけ
なのです。これがね、使える金はあるわけ

三
四

のですがね。公団もおそらくそういう意味の余裕が出ると思うのです。そうすると、公団自身の内規でもって相当大幅に将来のこととも考えてやる、いわゆる公務員の恩給に準ずるような措置をとってやるというような心がまえは、ここで今あなたがしてくれれば、あなたが言明すれば必ず実行するのですから、内規でそのようなことを考え方ど、こういふうに御措置願えると幸いだと思うのです。

る、かよううに了解いたしております。
○田中一君 三十四条ですが、「これは地方公共団体の長の意見を聞くことになつてゐるのですが、同時にまた、二名でしたか、公共団体の出資者からは理事に入れることがなつてゐるのであります。当然出資者であるところの民間の金融業者ですね、これも執行部といいますか、理事の中に何名か入るということは、前提として考えてよろしくうございますか。

あるのです。現在計画局長が当面の責任者だと思うのですが、御承知のように、あなたの方で地方計画として認可したもの、あるいは行政施行の場合でも、地方施行の場合でも、区划整理事業がなかなか困難である。従つて、公社にその権限を持たせないでも、あなたの方の仕事が十分にすらすらと行つていれば、必要ないのです。ところが、本年度は二万戸といいます。二万戸をこれに乗つけようという考え方がないならば、これは一応いいのです。や

自分で現在やつておる仕事なんですかね。公団にお詫び申す。それで、やれるのですよ。何も公団にお詫び申す。いしてやつてもらわなければならぬ理由は一つもないのですよ。私は議論を止めますけれども、こういうものを入れたこと自体において公団の実現性というものは非常によくありますからやめると長くなりますが、弱まってきておる、弱まってきておるということを考えるのであります。

十二条の、保留地というものは公団が取
得するところですが、御承知のように
に、土地区画整理法というものは補償金
その他何もないわけです。やはりその
区域の者が、その区域の区画整理をし
た後における地価の値上がりその他の利益
益、形にならない利益、こうした目的的
によつて区画整理をする。組合施行に
しましても、市町村施行にしまして
も、行政施行にしましても、みなそうう
なのです。そこで保留地を地元の利害
関係者、いわゆる区域内の者が取らな

○委員長(石川榮一君) 次に第四章、第三十一条から三十四条まで、業務の規定は、考えることはもちろん考えております。ただ、何ば割をよくするかに、今御注意のような点は、当然考え方で參りたいと考えております。

○田中一君 そうすると、民間の投資先はこの執行部に入らない。もちろん委員会の管理委員にもならない、こういうことでよろしくございますか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) それは今のこと考えておりますことを具体的に申せば、保険会社等は資金を借りる形でありまして出資でありませんので、せん。

たらに振り回すのじもなくて、振り回せば振り回すほど宅地造成はできないのですよ、実際いうと。ことに現在まで戦災復興その他でやつておりますところのものは、十年の経過を経てできたものもあるし、できないものもある。できないものは、十年もやはりそうしたどうにもならないごぶになつて残つておるわけです。従つて、この考え方は、新しく宅地造成のために土地

ように、空間に乗つける、宅地造成はないで、空間宅地開発をしようというのがわれわれの案のねらいです。これなら可能なのです。おそらく私は公団が開発していく間にいろいろなドヴァアイスいたしますから、この法律の中に区画整理事業を持ち込んでいくということになりますと、宅地造成はできないということになります。だから、これは将来使うときには使うのである。

いで、この公団がそれを取得するということをこの法律できめることは、これは違法だと思う。こういふことはその土地の所有者、利害関係者が保留権に対するところの権限を持つならよろしいけれども、これは土地区画整理法の精神を没却しておると思う。かりに公団が補償するなら補償する、買収するなら買収するというのなら別ですけれども、これはありようがないと思う。

○石井桂君 三十一條の第六号の、委託する先は大体どこを予想しておられますか、御答弁を願います。

○政府委員(石破二朗君) 第三十一條の第六号の規定は、公団本来の業務の遂行に支障のない範囲内におきまして、他から委託を受けまして、住宅の建設、賃貸、その他をすることができるということを規定しておるのであります。まして、公団の業務を他に委託するということに關しましては、この点につきましては別に制限はなくとも当然でありますとの考え方であります。ただ、これが一番起り得ると考えておりますのは、他方公共団体について起ると思いまが、これも現在の地方自治法のままで、特別の規定がなくても委託でき

そこで役員等には考えておりません。
○委員長(石川榮一君) 次は第五章、
土地区画整理事業、第三十五条から第
四十三条まで。

○田中一君 建設大臣ははじめて宅地
造成のために、公団の宅地取得のため
に土地区画整理をさせるつもりではな
いのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) もじめに
考えておりますが、しかしこれはいつ
かも申し上げましたように、これをや
たらに振り回す意味であげておるのに
やありません。万やむを得ない場合に
は、これを使いませんと仕事ができな
い場合をやはり予想して、これをあげ
ておるのであります。

○田中一君 それじゃ、だいぶ問題が

区画整理事法をやろうという考えに違いないのですよ。今三十年度に一へん計画して、これが成るまでに五年、十年かかってしまう。従つて、これは一応あるけれども、これは使いませんという答弁なら了承しますけれども、これを振り回してやるならば、二万戸の住宅建設はできません。そこで、本気でやらないのだ、やるならば、できるならば、本来建設省が持つておるところの今までの計画といふものでやつていけるのだ、そして将来における特別な大規模な宅地造成、宅地開発をしなければならぬ場合にはこれを使うのだということなんです。そうなれば何もここでもつて言つ必要はない。計画局長、自

つて、この際はそう今すぐに使いませんというような御答弁があるならば、これは逐条審議をしないで飛ばします。もしもそうでなければ、これは重要な問題ですから、逐条審議をしなければなりません。それでは本年度二万户の住宅は建ちません。間に合いません。一つ御答弁を願います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 御趣旨はよくわかりましたから、御注意のような処理はいたしたいと思いますが、絶対使いませんということを言い切れといたしますが、これも少々無理な御要求だと思いますから、事情に合うように、法律を無理に振り回わすのではないと、いう趣旨に御了承いただきます。

○政府委員(濱江操一君) 保留地そのものは、前々国会でございましたか、御審議願いました土地区画整理法で制度上認められております。これはいわゆる公共団体または行政庁が施行する場合、この制度を取り入れまして、保留地は起業者すなわち公共団体でありますとか、あるいは行政庁でありますとか、そういう土地区画整理事業をいたします事業主体がそれを取得する建前になっておりまます。同様の考え方におきまして、公団がこの事業主体としてそれだけの環境を整備するだけの事業をいたしますから、それに対応するものとして保留地は起業者たる公団が取 得する、こういう趣旨であります。

○田中一君 これはたとえば行政施行にしても、市町村施行にしても、やはりその地元のその施行される区域の人たちのための保留地であり、同時にまた、むろんそれに対する取得権というものは事業主が持つことは当然なんです。こははだれが見ても当然なんですね。しかしながら、かりに都市の環境と全然相反したようなものを公園といふものがやった場合は、これはえらいことになるのです。たとえばいいですか、区画整理事業をして十字路ができた。そうして商店街になった。そこから一番の適地の所に保留地を持つ。その保留地に街の繁栄を阻害するような住宅を、一階から六階くらいまでの住宅を建てたということを想定するならば、これは直ちに権限だけを、そのものを持つてはいるということであってはならない。地方公共団体というの町ならその町全体が責任者なんです。全体の市民なら市民のための繁栄をはかつているのです。ところが、全然人格の別な公団というものが、地元の人間に關係のない公団が持つて、いうよりようがない。まして、公団というものは建設大臣が総裁を任命する、いわゆる建設大臣の産んだ子なんです。地方公共団体はこれは行政庁ですから、その長は全部国民が選挙したものなんです。こういうものが公共性のある保留地自分で取得することがいいと思うのです。建設大臣が産んだ子供がそういうものを自由にすると、いうことは、何かの条件をつけなければなりません。

いることは事実でございますが、公団の事業の土地区画整理事業をいたしました場合は、それには私はやはり公益的な立場でするものと了解すべきであると考えております。従いまして、その土地区画整理事業を施行する地域と無関係な、あるいはその利益に反してしまった立場でするものと了解すべきであると考えられます。従いまして、その土地区画整理事業の施行方法につきましては、あるいは計画におきましても、そのやり方におきましての本質そのものからいたしましても、考えられないというふうに考えておりませんが、なお念のために、公団の施旄いたしました土地区画整理事業の施行方法につきましては、あるいは計画におきましても、そのやり方におきましても、この法律案に規定いたしておりましたごとく、建設大臣の監督下に属しております。それから施行地域を適用いたします。土地区画整理事業を適用いたします地元との関係において、その公共団体の長の協議同意を得る建前にあります。それからなお、土地区画整理事業の実施計画そのものについては、地元の土地区画整理事業審議会、あるいはこれのために構成される土地区画整理委員会、かようななそれを構成する委員会の議を経て執行するという建前になっておりますから、さような点等からいたしまして、公団の施行する土地区画整理事業そのものが当該関係地域の利益に反して行われるというふうには考えておらないわけであります。

です。それで、もし法律の建前から、いつこれを持たせるならば、はっきりとこの公団の總裁というものは、これは国民から選ばれたものでない、建設大臣が任命する人間なんですか。従つて、組合施行の場合でも、組合施行というものは、組合といふものは、組合員全部が集まって多数決をする建設大臣の落し子なんです。そこでこの本法が土地区画整理法がそうならないからといって、それをそのまま持つてくることはいけない。やはり各件をつけなければならぬ。その人間のこととか、公共性云々とか、今本法を調べてみますが、そういうことが今、部建設大臣の権限で、建設大臣が任命した總裁がやるのですから、これは少くとも民主的な形で選ばれた者でない。そういう者にこの保留地を持つ権限があるのじやないのです。私はそれならもう少し精神規定でもいいから、何かなくちやならないと思うのです。

觀点に立ちまして、この前土地区画整理法そのものの御審議のときにも、いう前提に立ちましてこの法案がきたわけであります。その建設を団施行の場合にも同じく贈襲するよな考え方方に立つております。すなち、公団が起業主体であつても、公の独断専行にゆだねないという前提立ちまして、この土地区画整理事業行わせるという建前を踏襲いたして、ような次第であります。この点はういう立場で御了解をいただけるのじゃないかというふうに私は考える次第であります。

○田中一君 土地区画整理法には何を保留地はお前のものだという規定がないのです。お前のものだといふ。これには公団が取得するとはつきり申請してあります。そういうものはどこにもないのです。これはお前のものだと宣告するのですね。どこにありますか。

○政府委員(濱江操一君) 土地区画整理法の本法の百四条の第九項を見ていただきますと、これはそれぞれ起業主体であります國、都道府県または市町村がそれぞれ取得するという建前をつております。同様の考え方方に立ちますと、この場合は公団がやはり取得するという規定をいたしたのであります。

○田中一君 それをちょっと読んで下さい。

○政府委員(濱江操一君) 百四条の第九項であります。又は第二項の規定により「途中の」とある飛ばしますが「換地計画において定められた保留地は、前条第四項の公告のあった日の翌日において」土地区画整

理事業にあつては施行者が「それからこれを組合施行の場合等を指摘しているわけありますが、行政府施行その他の場合における「土地区画整理事業にあつてはそれぞれ国、都道府県又は市町村が取得する。」こういうことになります。

○田中一君 そこで言いたいのは、公団というものが、国、都道府県、市町村、それから組合施行の場合の施行者、こういう場合の人格の問題なんですが、これは同等にみなすべきものだというふうに考えますか、また同等にみなしていると見えますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) この場合は、御意見はありますよけれども、公団がやらなければならぬ場合には、同じく同等の取扱いをするということが、原則の法律からこへ持ってきたつもりでありますから、そう考えておられます。

○田中一君 これは私ばかりが問題に出すのは——これは私は不适当だと思います。なぜ公団が、事業を施行するのに公団が宅地を造成したりあるいは金を出したり——そうして都道府県に、あるいは市町村にやらしたってできることがありますよ。これは都道府県、市町村というものが、御承知のように公選の建前をとっているのです。私は公団の総裁が国会の承認くらいならば、まだ一応これは了承しましよう。国会承認ならば、国会はやはり国民の代表が集まっているのですから。けれども、建設大臣が任命する。その際に、都道府県、市町村の長と同じような権限を与えることは、これは不当であります。

理事業の起業主体になれる資格というものが、公選による市町村長だけに限つておるという建前ありますならば、今の田中さんのお話しになつた議論がそのままその通りだというふうに考えられますけれども、しかしそうではございませんで、土地区画整理事業法の本法をとらんいただきますと、國、行政局そのものが土地区画整理事業の主体になり得る。これは公選の原則によるという組織に必ずしも立つておりますので、その場合の國というものを建前にいたしまして仕事をする場合にはおいては、建設大臣が直轄して仕事をするということも考え方される。すなわち地元の利益を代表する公選制を裏づけにしなければ土地区画整理事業ができないという建前、必ずしもなつていないと、このことを勘案いたしまして考えますならば、この場合における公団の構成そのものは國の資金だから、府県が、やつてもらいたいと、いう府県がそれこれに対し出資をしているという地方の利害、それらが公団の性格の裏づけになつておるわけありますから、さような関係から公団が起業主体になることをあえて妨げることはないといふうに考えております。

○田中一君 それは公社の性格を持つているならかまいません。公共企業体ならまだいいのです。これは公共企業体でないのですよ。民間資金も入つてますよ。もし、あなたがそう言つたらば、これは国に進するものではないと思う。

○政府委員(葛江操一君) ただいまの民間資金は、これは先ほど大臣からもお話をございましたように、事業資金

を得るための借入金であります。この組織 자체を構成する資金としては、國の資金、それから地方公共団体の資金、こういう形になつておるのであります。

○田中一君 まあこれは私が不當であると思うのです。結局建設大臣が任命する総裁の自由になるということになります。

○田中一君 まあこれは私が不當であると思うのです。結局建設大臣が任命する総裁の自由になるということになります。

せんと、いろいろ国会等の関係で不便がありますから、会計年度は一致させておきますが、お話をのように生きた仕事をする機関でありますから、会計法上いろいろこまかい規定等もいすればことになりますが、政府の予算と同様に繰り越しを認めていただいてやつていくということ等で、実際の運営はやつて参るつもりでございます。

○湯山勇君 次に、四十七条ですが、これは「決算完結後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。」こういう条文があるということは、逆にいえば、承認を大臣がしない場合はあるといふことも予想されるのではないかと思うのでござります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) それは率直に申しますと、お話をのように、事業

も、地元の何といいますか、利益というものを考へながらそれを使うと、取扱したものを使つということの規制がほしいと思うのです。建設大臣、どう

う考えます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) いろいろ御指摘の点はわかりますし、最初申し上げたように、私はこれを振回す意思は毛頭ありませんが、仕事をやっていく上において、これがまた方が両方ともに便利な場合にこれを使おうといふ

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは予算を承認する結果、決算も承認を受けていくことと大体考えておりますが、お話をのように、何ともそれでは出

○國務大臣(竹山祐太郎君) まあ、それは政府が總辞職すると同様に、承認を受けられないということであれば、何らかの政治的な処置が起るといふこと、お話をのように考へられると思ひます。

○湯山勇君 もう一べん、この五十四

条ですが、これは公団の方の事業年度は四月一日——しかしながら、公団の事務及び会計、第四十四条から第五十五条まで。

○湯山勇君 第四十四条と第四十五条では、これは公団の方の事業年度は四月一日——しかしながら、公団の事務及び会計、第四十四条から第五十五条まで。

○湯山勇君 それでは最後に結論的に承認を受けるというのではないでありますから、そこで承認しない場合といふのも想定しておられるかどうか。おるとすれば、どういう場合です。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは予算との関係でこういう規定ができるのでござります。

○湯山勇君 今大臣のおっしゃったような意味程度のものであれば、私は予算で十分できるのではないかと思うわけでござります。と申しますのは、公社等におきましても、給与総額といふものはありますけれども、この内容が一応政府の承認を得て、全体があまり不均衡なことにならぬようにならう

かといつて、まあ、なお重ねて承認を

得るというわけにもいかない。非常に

この規定はそういう融通のきかない性

格を持つてゐると思うのですが……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まあ融

格を持つてゐるわけにもいきません。そこであつて、主としてこれは財

務当局の希望もありますから、幾ら

でも出していいといふわけにもいきま

せん。そこであつて、主としてこれは財

務当局の希望もありますから、幾ら

でも出していいといふわけにもいきま

せん。そこであつて、主としてこれは財

務当局の希望もありますから、幾ら

でも出していいといふわけにもいきま

せん。そこであつて、主としてこれは財

ます。ところが、こういう法律によつて、五十四條の規定があれば、結局そ
の最終的な権限者は大臣になりますから、公団の職員は少くとも、他の労働
条件は別として、給与に関する交渉は直接建設大臣としなければならない、
こういうことになると思うのですが、これは大臣もそういうふうにお考えで
ございましょうか。

○國務大臣(竹山祐太郎君)　この条文
から直ちに建設大臣が対象になると
は、私は理解をしておりません。どこ
までも総裁の責任であると思ひます
が、お話をのような場面も想像されぬ
ではありませんけれども、この際は
そういう窮屈なことを言ひよりも、今
申し上げたように、各政府関係機関と
歩調を合せる意味において、総裁の権
限で自由にどこまでも行くということ
は、かえつて混乱を招くおそれもある
ものですから、一応こういうことで標
準をまとめて参りたいという考え方でお
るわけであります。

○湯山勇君　私はどうも納得できにく
い点がありまして、重ねてお尋ねいた
したいのですが、もちろん大臣の御発
意だけでこの条文ができるのではない
というふうにもとれますので、非常に
その点はお尋ねするのに、何といま
すか、ちゅうちょされる面もあります
けれども、しかし今日各公社にいたし
ましても、やはりそういう交渉は必ず
しも総裁限りではこれはとまつております
ません。総裁よりもむしろ大臣の方が
直接権限を持つている。しかし公社は
普通はいわゆる争議権、罷業権を持つ
ておりますから、その点では、大臣
もそういう交渉の相手になるのになり
やすい面もあるわけでございます。と

これが、公團の職員組合は労働法につて直ちに、端的にいえればストライキ権を持つております。そうして交渉相手は下される。そういう場合の交渉相手は、明らかに労働委員会によって裁定が入つて、仲裁裁定でなくて、これは明確な決まりでございまして、大臣になるとおなじでござります。大臣には、労働委員会へ出でていって、いろいろやらなくちゃならないというような事態が、このままではどうしても予想されるわけでござります。そういう形ができることは、逆に非常に私どもとしては望ましくない状態であつて、むしろ大臣としては、予算を作るときに、本年度の給与予算はこれだけだと、いうことがちゃんとできるような規範になつておりますから、そこで本年度の給与はこれだけ、その他、他の事情があつた場合には、予算の修正を大臣がお命じになるなり、公團總裁の要請によつて大臣がお認めになれば、この給与総額といいますか、給与の基準はきまるわけございまして、それを越えて出すことはこれはできないようになつておりますから、この条文があるために、かえつて給与の問題は混乱してくるし、そうしてまた大臣の立場も非常に変な形になつてくるのじゃないかということを私は心配するのですが、その点についてはどういうふうにお考えでございますか。

そのものを認可して、その中の給付金は、やはり結果的にみれば、最後責任を回避するわけにもいくまいかと思いまよが、私自身の気持ちからいえば、決して事を荒立てる趣旨で置いてあるつもりではない。そうかといって、最後まで責任を回避していくつもりもございません。このことは事を多くするために置いたつもりはないので、やはり予算全体をきめる中で、給与について特に団の財務状況から幾ら上げてもいいとせん。このことは事を多くするためにほども申すように、他の機関との間の給与の調和をはかる意味において、公団の基準を置いてはいけませんといふ趣旨で置いたようなわけでありますので、御注意の点はよく理解いたしましたが、運営につきましては責任を負います。またこれによってことさらさることを繁くするようなことのないようによく留意をいたしたいと思います。

五年でも続いた場合には、いよいよ首領の公団には、まことに恐縮ですが、とあなた、建設大臣の腹一つでできるところです。どこかの地方または中の公団体に、半年でも一年でもあるのは三ヵ月でも、「べんどこへ戻して下すつて、そうしてもう一べん戻るば恩給がつくのだというような場合、それをばつきりここでもって首切つやうと、通算されないことになるのです。通算されるものはやはりどこかへ戻すつとも戻せばいいじゃないですか。そういうことを考慮してやっていただきたいと思うのです。これは当然恩給年限がその短い期間に来ない者に対する対しては、やむを得ない場合もあるのか。そういう事情によつては、しかし恩給年限はもう来るのだという場合には、それを一つ一ぺんどこかへ配置転換をして、恩給をやるような措置を一つつけておいてほしいと思うのです。それが速記録に載りますと、そうすると、向うに行く人も喜んで一生懸命やると思うのです。

て、政府のプランニングをする者は、また現地において住宅建設に当つてくるというようなことをすることが、ほんとうに生きた、国民の要求する住宅政策を立案し、遂行するためには必要だと思えまして、人事の交流を政府機関とこれらの公団との間に行いたいといふ趣旨で、この恩給法の制度特に要るいたしたようなわけでありますから、結果的に今お話しのようなケースというものは、むしろ私は積極的に望んでおるわけでございまして、公団においてしっかりと腕をみがいた諸君が再び政府の計画立案に當るといふことが、生きた政治をやる上において必要だと考えておりますから、御注意の点は必ずそうなることを私は確信をいたしております。

は、これらの短所に対する左の条件を付して賛成をしたいと存じます。

第一は、今年度政府の住宅建設計画四十二万戸の五八%を占める民間自力に待つ二十四万五千戸の促進対策として、消極的な減税措置及び住宅融資保険の制度を設けようとするのみであります。他に積極的な方策を見ないであります。よって政府は民間資金の住宅投資への促進、その他適切なる措置によって戸数確保に努力せられたい。

第二は、日本住宅公團住宅、本年度の二万戸計画は、これを消化し得るやいなや疑わざるを得ないのでありますて、これが目的達成のため、資材の規格統一、量産方式の採用、新工法の導入によつて、工期の短縮と工費の節減に努められるとともに、家賃の低廉化に努められたい。

第三は、公營住宅において六坪住宅八千三百戸を計画しておりますが、かかる過小住宅は、都市のスラム化を招来起す原因でありまして、看過しがたい。よつて政府は六坪住宅建設は可能な最小限度にとどめるとともに、一面前段に要請した技術の方策によつて建設費の節減、従つて坪数規模の拡大に努められたい。

第四は、住宅金融公庫住宅においては、一戸当たり貸付坪数の縮小及び融資率の減額を企図しておりますが、かかる施策は、おのずから賃借人の寄力範囲について限定を来たし、公庫本来の目的に背馳するものと言わざるを得ません。よつて政府は住宅金融公庫の一戸当たりの貸付限度を前年通り据置きの措置を講ぜられたい。

以上であります。

○近藤信一君 私は日本社会党を代表いたしまして、日本住宅公団法案には反対するものであります。

鳩山内閣は、過日の総選挙に当たり、住宅政策を選舉公約の最も主要な目標の第一番に考え、それを国民に宣伝いたして第一党をかちとり、第二次鳩山内閣が組織されました。その結果、今年度は住宅四十二万戸建設の公約を実行に移さねばなりません。これに対し、住宅不足で悩んでおる住宅困難者は、この四十二万戸建設という数字をそのまま受け取り、鳩山内閣を支持したのであります。ところが、いよいよその計画に入りますと、四十二万戸の住宅建設とはおよそ縁遠い計画に、国民は欺瞞されたと憤慨を感じておる次第であります。政府は住宅四十二万戸建設を公約いたしました建前から、この数字のみにとらわれ、国民の意思、感情等は何ら考慮することなく、数字を合せることのみに血道をあげているということがこの住宅公団法案に表われております。さらに、今回の住宅公団法案は現内閣の選舉政策のないがぶんぶんといたしておるようにも思われます。法案が提案されて以来、私どもがいろいろな内容について関係大臣から御説明をお聞きいたしましても、はなはだ納得しがたいものがあります。以下若干の批判を加え反対の理由を申し上げます。

その第一点は、ます初年度住宅四十戸建設の歎喚性についてであります。国民の大半は政府資金によつて四十二万戸が建設されるものと考えおりました。ところが、今国会に提案された内容で民間自力建設二十四万五戸を含んでおることを明らかにされ

ました。このことは全く国民を愚弄した欺瞞策であります。この点について政府は、従来も民間自力建設の数字は計算に入れておるから、決して欺瞞ではないと言われますが、それなれば、なぜ選挙公約の折に民間自力建設をも含まれている点を明らかに国民の前に示して宣伝しなかつたのでありますか。それを選挙中に明らかに示さなかつたところに欺瞞性があり、明らかに公約違反と言わざるを得ないのであります。

第二点は、政府融資建設十七万五千戸のうち三万五千戸、民間自力建設二十四万五千戸のうち一万五千戸、合せて五万戸の増改築であります。一間増築したり、二階等を一間建て増しても、政府は住宅一戸の計算に入れておられる点であります。一戸とは独立した家屋を称すると考えておりますのに、一間を一戸の計算でございまするから、ここにも欺瞞性があると思われます。一間を一戸と計算するならば、四十二戸の建設は容易であります。公営住宅建設について、昨年度は五万一千九百四十六戸であり、今年度は五万二千四十一戸ですから、昨年に比べましてわざと九十五戸の増加であります。ところが、その内容を見ますと、昨年度一戸建が十五坪、十二坪、十坪、八坪で、最低が八坪であります。今年度計画は最高が十二坪で、十坪、八坪、七坪、六坪と大幅に建坪数が縮小され、なんとなく八坪、七坪、六坪の小さい坪数の建設が二万一千九百戸も計上されておりますが、ここにも欺瞞性があります。さらに、住宅金融公庫の融資率が昨年度よりそれぞれ一〇%ずつ切り下げる点は、

住宅困窮者にとって住宅建設をますます困難にせしめることになると思われます。以上の点批判してみましても、建坪数を小さくしたり、融資率を切り下げて戸数を若干増したといたしましても、決して進歩したという住宅政策でなくて、すべてが欺瞞によつて計画されているのであります。

第三点は、今次の住宅公団法案は住宅困窮者を対象としての法案であり、家賃はなるべく安くいたしたいと言つておられます。しかし、実際問題として、政府が言つておられますように、安い家賃で入居ができるかどうか。この点を検討いたしますると、百六十六億の資金で二万户建設計画ですから、一戸当たりの建設費が八十三万円ということになります。従つて、家賃は、決して政府がしばしば言つているように、安い家賃で入居できるとは思われません。結局最後には五、六千円の家賃になるのではないかと想像されます。そういたしますと、これは住宅困窮度の高い階層のための住宅ではなく、必然的に高給生活者の階層でなくては入居できないような住宅政策ではなかろうかと思われます。

第四点は、鳩山内閣がほんとうに住宅問題を考えているならば、何も住宅公団法というようなものに力を入れなくとも、既存の機構を生かして、いつも十分ではなかろうかと思います。今次の住宅公団法はただ機構を複雑化するのみではないかと思います。百六十六億という膨大な資金を住宅金融公庫の方に回す策をすれば、もつと数多くの住宅困窮者に便利をはかる結果になると考えられます。ところが、そういうことをしないで、住宅金融公庫によって潤うべき住宅困窮者は

かえつてその場を失った次第であります。住宅公団法案の条文中に機構、人事その他の点について私どもには納得のできかねる不明確な点がありますが、ただ機構のみが複雑になつて参り、一般国民は非常に迷惑なことがあります。特に住宅困窮者は今日まで存します。特に住宅公団は今まで年に利用度も増加しております。やさき、新たに住宅公団法案により住宅公団が発足いたしましたならば、屋上屋を作るような結果となり、住宅建設促進には、かえつてマイナスになるのではないかとうかと考えられます。

以上若干の理由を申上げまして、反対の討論を終ります。

○赤木正雄君 私は緑風会を代表いたしまして、賛成いたします。

この法案が通過いたしますと、いろいろな点がありますが、特に注意すべき点は、土地区画整理事業との関連であります。つまり、この法案の通過した暁においては、ある地区に対しても公団が土地区画整理事業を実行することができます。その地区というのは、あるいは公団の行う住宅のために土地区画整理事業を実行すべきことが、都市計画として規定され得ることと思ひます。そういう観点を見ますと、やはり大きな数字の土地区画整理事業、まずこれを根本的に考えてほしい。それから単に土地区画整理にいたしまして車とかいろいろの觀点もあります。また今までややもすれば家を作るばかりの人が住みますから、そこに行く電車とか、水道とかそういうことに対する

非常に欠けた点がありますから、それらの点を十分考えて、言いかえるならば、ほんとうに土地区画整理という真の目的を達する意味において、この住宅公団の真の土地区画整理の目的を達してほしい。これを特に要望して賛成いたします。

○田中一君 私はただいま採決をしようととする日本住宅公団法に反対するものでございます。

その理由としては、まず第一点として、今日公営住宅法あり、住宅金融公庫法あり、また産業労働者住宅資金融通法あり、そしておのれのこの住宅建設に対する法律は目的を異にいたしております。たとえば、住宅金融公庫法においては、国民大衆が健康で文化的な生産を営むに足る住宅の建設に必要な資金を、銀行その他一般の金融機関が融通することが困難なものに融通する、こうはつきりいたしております。また公営住宅法を見ますと、これには住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸するものだ、かよう定義いたしております。また産業労働者住宅資金融通法には、産業労働者住宅を建設しようとするものに対する資金の一部を長期かつ低利で融通すると規定してございます。この日本住宅公団法は、一応その目的としては、住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する労働者とその配偶者の構造の集団住宅を供給するもの、こう規定いたしております。そこで審議の過程におきましても、いろいろ住宅に困窮する労働者という対象は何であるか聞いて見ましても、この前も申し上げました三つの立法の目的のよう

に、はつきりした対象をつかんでおりません。いたずらに、今近藤委員の言ったような四十二万戸の住宅建設の公約というものを、数字を合せるために書きゆきゅうとし、そして時代の要請であるところの耐火性能を有する住宅というものが、ただ数字を合せるだけの問題である。ことにその資金は当然財政投融資から求めなければならぬものを、民間資金から借り入れ、また困窮する地方自治団体の財政から起債を認めるというような便法を用いて出資を求める等、少くとも国民大衆に対するいわゆる住宅に困窮する労働者のための施設でなくして、屋上屋を架すような特定なる階級、階層への住宅供給にとどまつておるという点にあるのです。われわれが提案しておりますところの国設住宅法は、この当委員会で二つの法案に盛られましたところの国民大衆に住宅を供給しようという精神と、あまりにかけ離れた点でございまして、今日地方財政の困窮せる折柄、補助政策はとつております。この公設住宅法は、この当委員会で一応提案理由の説明は申し上げました通りまして、相当高価なものになり、今日地方財政の困窮せる折柄、補助政策はとつております。全額国庫が負担いたしまして、今日の住宅政策、もちろんの住宅政策をここに統合いたしまして、家賃その他もすべて住宅を求めるところの住宅に困窮する労働者には、民間資金よりの投入などによりまして、相当高価なものになります。われわれが提案しておりますところの住宅の求めるとこ

第三点といたしましては、私が本会にこの日本住宅公団法に先立ちまして、日本分譲住宅公社法案並びに国設住宅法案を提案いたしております。この二つの法案に盛られましたところの国民大衆に住宅を供給しようという精神と、あまりにかけ離れた点でございまして、今日地方財政の困窮せる折柄、補助政策はとつておりますところの住宅法は、この当委員会で一応提案理由の説明は申し上げました通りまして、相当高価なものになります。われわれが提案しておりますところの住宅の求めるとこ

以上反対討論を終ります。

○武蔵常介君 私は日本民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつておられます日本住宅公団法案に賛成の意を表するものであります。

現内閣が最も重要なべきものとして取り上げた国民生活の安定上、労働者住宅の充足、これは国民の大問題としておる問題であります。現内閣はここに見るところがありまして、これが充足のためにあらゆる努力を払ふべきである方策を講じて奏出したものが、この日本住宅公団法であります。

いましょう。少くとも、われわれ社会の実施の上は、必ず住宅の充足の上に一大曙光を見るべきものがあると思はざいませんか。——他に御意見もなさりますが、討論は終結しましたものと認めまして御異議はございませんか。

○委員長(石川榮一君) 他に御発言もございませんか。

○委員長(石川榮一君) 御異議ないものと認めます。

それはこれより採決に入ります。

日本住宅公団法案を問題に供します。

本案を原案の通り可決することに賛成される方の御挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(石川榮一君) 多数であります。よつて本案は多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

つきましては、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十一条によりまして議院に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりましてこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。よつてさように決定いたしました。

それから報告書には多數意見者の署名を付することになつております。つ

いては本法案を可とされた方々は順次御署名を願います。

多數意見者署名

石井

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

堀木

鎌三

田中

一

西岡

ハル

横川

信夫

村上

義一

湯山

勇

永井

純一郎

正雄

赤木

桂

武藤

常介

小澤

久太郎

宮本

邦彦

西岡

ハル

石原

幹市郎

横川

信夫

北

勝太郎

勝太郎

村上

義一

昭和三十年七月九日印刷

昭和三十年七月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局